

—文化遺産防災総合シミュレーション調査—
地域の文化遺産保全リスト・地図作成事業
報告書（平成28・29年度）



はじめに

地域の文化遺産は、地域社会における過疎化・少子高齢化の進行、担い手の減少により失われつつあり、頻発する自然災害などがさらに脅かしている。そのような状況にある文化遺産を散逸や消滅から守るためには、未指定も含めた文化遺産基礎情報を事前に集約・共有することが必要である。集約によって有機的に結びつけられた各種の既存資料は、共有によって、歴史的建造物とそのなかにある動産文化財のレスキューの連携をはじめ、さまざまな文化財分野同士のレスキュー連携に役立つと期待される。文化遺産の防災や減災、そして日常的な文化遺産の保全にも役立ちうるだろう。

しかし文化遺産の所在情報は、自治体や個人所蔵者などが自ら所在を公開していないかぎり、また高いセキュリティが確保された博物館施設内などにある資料の、公開可能な情報でないかぎり、その機密は厳重に守られなければならない。情報の流出により、盗取や意図的な毀損が誘発されかねないからである。他方、リスト作成は手間のかかる作業であるが、調査、入力、編集などに余力のある自治体や文化財関係組織はほとんどないと言ってよいだろう。そのような制約のなかで文化遺産基礎情報の集約や共有はどのように行っていくのが現実的だろうか。そしてそこにはどのような課題があるだろうか。

課題を洗い出し、解決の道筋を探るため、文化財防災ネットワーク推進事業の一環として、平成 28 年度から 29 年度にかけ国立文化財機構内に調査チームを設け、和歌山県有田郡湯浅町、広川町、和歌山県各機関などの協力を得ながら両町の文化遺産の総合的リストを作成するとともに、その情報を検索・表示できる文化遺産保全地図システム（試作版 非公開）を作成した。30 年度には湯浅町、広川町の文化遺産の秘匿すべき情報を別の情報に置き換えたデモ版保全地図システム（関係者内での閲覧は可能）を作成する予定である。

デモ版の地図システムなどを用い、自治体の文化財所管課や文化遺産防災ネットワーク推進会議の参加団体と対話・検討を重ねることによって、より役立つものとなるよう改良を続けていきたい。

なお昨年末に、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（文化審議会 平成 29 年 12 月 8 日）が発表された。そこでは、地域に所在する文化財（未指定のものを含む）を「地域住民や研究者、博物館等の協力も広く得ながら総合的に調査し把握する」ことの重要性が強調されている。当調査と関連する内容については、平成 30 年度以降に検討していく予定である。

平成 30 年 3 月 31 日

和田 浩

（東京国立博物館学芸研究部保存修復課環境保存室長／調査チーム代表）

高妻洋成

（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター長／調査チーム副代表）

はじめに	
地域の文化遺産保全リスト・地図作成事業の概要	4
謝辞	6
本報告書で用いる主な用語について	7
1 章 文化遺産リスト	9
1 節 湯浅町、広川町の歴史的風致と文化遺産に係る既存資料	
1 湯浅町の歴史的風致	10
2 広川町の歴史的風致	14
3 湯浅町・広川町調査においてリスト化に用いた主な既存資料	18
1) 未指定文化財を含むもの	
2) 指定文化財のみ	
2 節 民間所在資料保存状況調査事業と和歌山県文化財（美術工芸品）緊急調査事業	
1 民間所在資料保存状況調査事業	20
2 和歌山県文化財（美術工芸品）緊急調査事業	22
3 節 文化遺産リストの必要性	
1 資料ネットワークの活動から	24
2 建造物レスキューと動産文化財レスキューの連携の観点から	26
3 被害を受ける文化遺産の数が多く、外部に頼らざるを得ない場合	27
4 未指定も含めた文化遺産の所在リスト	27
5 既存資料の探索、収集、集約、共有	28
6 既存資料を用いたリストーひとつの出発点として	29
4 節 文化遺産リストの内容	
1 文化遺産リストの概要	30
2 文化遺産リストの内容	32
1) 目的	
2) 未指定の文化遺産	
3) 既存資料の集約	
4) できるだけ多くの分野を同一のリストに掲載	
5) GPS 位置情報	
6) 「おおよそ」な情報	
7) 未記入欄も許容	
8) リスト化における実際の作業フロー	
2 章 文化遺産地図システム	35
1 節 地図システムを利用している文化遺産データベース	36
2 節 文化遺産保全地図システムの内容	37
1 地図システムの長所	37
2 土台となる地図システム 別のサーバに置かれた文化遺産基礎情報	37
3 画面構成・画面遷移	37
4 マーカーと動産文化遺産等の紐付けに係る前提	41
5 マーカーと文化遺産の紐付け	41

3章 文化遺産リストと地図システム—今後の課題	43
1節 集約の主体と側面から支える組織	44
課題1 推進主体	
課題2 側面から支える組織	
課題3 補助スタッフ	
2節 既存資料の共有に伴う課題	45
課題4 所在情報等を共有できる根拠の明確化	
課題5 リストの閲覧権限（平時と非常時）の設定	
3節 地図システムに搭載された所在情報等の共有に伴う課題	46
課題6 地図システムに搭載されたデータの閲覧権限（平時と非常時）の 設定と承認システムの設計	
課題7 オンライン結合	
4節 サーバの確保・管理・メンテナンス、プログラムのカスタマイズ・改良	47
課題8 サーバの確保・管理・メンテナンスに関する支援	
課題9 プログラムのカスタマイズ・改良に係る支援	
課題10 セキュリティ対策	
(資料) 要項（抄／平成29年9月19日改定版）	50

地域の文化遺産保全リスト・地図作成事業の概要

1 事業の位置づけ

当事業は、美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業（文化庁）の「文化財防災ネットワーク推進事業」の一環として平成 28(2016)年度・平成 29(2017)年度に実施された¹。

2 事業名称

当事業の要項上の事業名称は、「地域の文化遺産保全地図 作成調査（和歌山県有田郡湯浅町・広川町）」であるが、実際には地図システム作成の前提となる総合的文化遺産リストの作成に傾注したため、本報告書では、「文化遺産防災総合シミュレーション調査—地域の文化遺産保全リスト・地図作成事業」とし、適宜「湯浅町・広川町調査」ないし「当調査事業」と言い換えている。

3 事業の主たる成果物

- 1) 湯浅町・広川町の総合的文化遺産リスト(非公開)
文化遺産リストの概要については本報告書 p. 30
- 2) 文化遺産保全地図システム 試作版(「試作版保全地図」/非公開)
地図システムの内容については本報告書 p. 35—
- 3) 報告書

4 事業の内容

- 1) 湯浅町・広川町をはじめとする関係自治体の文化財所管課、県関係機関、所蔵者、地元の研究者に協力依頼(一部経過報告も)、文化遺産基礎情報の入手

2016年6月15日、6月21日、6月29日、7月12日、12月16日、12月18日、12月19日
2017年2月15日、3月24日、5月15日、6月12日、6月13日、8月9日、8月21日

- 2) 所蔵者宅などでの調査(悉皆調査ないしおおよそ調査)

2016年7月13日、8月21日、9月30日、11月11日、12月7日、2017年5月11日、6月13日、7月4日、10月19日

- 3) 現地補足調査(写真撮影、GPS位置情報取得など)

2016年6月15日、6月21日、6月25日、8月7日、9月29日、11月12日、2017年1月4日、1月8日、1月17日、1月27日、1月28日、3月12日、3月24日、5月3日、5月4日、5月5日、7月29日、8月9日、10月5日、2018年1月27日



- 4) 講師を招き勉強会を開催

2016年9月30日勉強会「地域の文化財をいかに守るか—盗難被害対策を中心に—」

講師/大河内智之氏(同館主査学芸員)

会場/和歌山県立博物館

2017年3月13日「GISを活用した文化遺産防災システムの利点と諸課題についての勉強会」

講師/高尾曜氏(国立能楽堂調査資料係、元文化庁伝統文化課文化財保護調整室専門職)

会場/東京国立博物館

2017年11月22日「歴史的建築総目録データベースのセキュリティ対策についての勉強会」

講師/池上重康氏(北海道大学大学院工学研究院 助教)、
石上隆達氏(第一インターネットサービス、プログラマー)

会場/東京国立博物館



¹ 本報告書では、事業年度には元号を用い、他は原則として西暦を用いた。

5) 総合的文化遺産リストを作成するための作業 (2016年5月—2018年2月)

- ①資料の所在場所の探索、所有する組織への依頼
- ②資料の受入・整理 (入手、コピー、ファイリング、パソコン上でのデータ整理など)
- ③資料の読み込みと掲載すべき情報のリストアップ
- ④文化遺産のGPS位置情報の取得
- ⑤画像など不足しているデータの追加収集 (既存資料の画像をスキャンしPDF加工など。場合によっては現地で撮影)
- ⑥画像データの整理
- ⑦表計算ソフトへの入力
- ⑧リストの全体的編集 (重複したデータの比較や統合・削除)

2018年2月末段階で、湯浅町については指定64レコード、未指定186レコード、広川町については指定41レコード、未指定149レコードをリストアップした。

両町の未指定の合計335レコードのうち、1レコードが文化遺産1点を示すものは273レコード、未指定レコード数の81パーセントであった。残りの62レコード(19パーセント)のなかには、1レコードが文書百件、所蔵品数十点、数百点などを示すものがある。

6) 文化遺産保全地図システム 試作版を作成するための作業 (2016年8月—2018年2月)

7) 有識者から助言を得るとともに、他府県の文化財所管課などと地図作成について情報交換

8) 国立文化財機構内での主なミーティング

2016年5月30日、6月14日、7月21日、2017年2月6日、2月14日、2月22日、6月26日、7月10日、8月29日、9月27日、10月13日、11月21日、12月1日、2018年1月25日

5 調査チーム

代表：和田 浩 (東京国立博物館学芸研究部保存修復課環境保存室長／事業全体の企画と統括)

副代表：高妻洋成 (奈良文化財研究所埋蔵文化財センター長／事業全体の企画と統括)

中島志保 (奈良文化財研究所埋蔵文化財センター 保存修復科学研究室 アソシエイトフェロー／調査の企画・運営・調整)

浜田拓志 (奈良文化財研究所埋蔵文化財センター客員研究員／調査の企画・運営、報告書の編集)

宮田将寛 (東京国立博物館 アソシエイトフェロー／調査)

六人部克典 (東京国立博物館 アソシエイトフェロー／調査)

近藤無滴 (京都国立博物館 アソシエイトフェロー／調査)

リンネ・マリサ (京都国立博物館 アソシエイトフェロー／調査)

アドバイザー：

坂本亮太 (和歌山県立博物館学芸員／湯浅町・広川町調査に関する助言、調査協力)



6 システム開発

地理情報と文化遺産基礎情報をリンクさせる文化遺産保全地図システムの開発を行った。

システム開発：(株) ユニークポジション

謝 辞

当事業の実施にあたっては、お名前の掲載を控えさせていただいた湯浅町、広川町の所蔵者の皆様、文化財担当の職員の方々をはじめとして、下記の皆様方に助言・協力をいただきました。ここに心より感謝申し上げます。

湯浅町
湯浅町教育委員会
広川町
広川町教育委員会

和歌山県立文書館
和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課
和歌山県立博物館
和歌山県立紀伊風土記の丘
和歌山県立自然博物館

神奈川県教育委員会
香川県教育委員会
香川県立ミュージアム

熊本地震被災歴史的建造物復旧支援委員会
歴史資料ネットワーク
NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク

伊井智雄
池上重康
石上隆達
内田俊秀
奥村 弘
小阪 晃
小谷竜介
後藤 治
佐藤大介
塩路信兼
高尾 曜
高橋 修
半田昌之
平川 新
松下正和
村上博哉
村上裕道
安田容子
山川満清
山本新平
吉田元重
吉原大志

本報告書で用いる主な用語について

文化遺産

本報告書 p. 27 で述べているように、指定文化財だけでなく、地域の歴史を物語る、後世に伝えていくべき文化的所産にも広く目を向け調査・保全していこうという潮流がある。当事業も、この立場に立ち、「指定・未指定文化財をふくめた、地域の歴史を物語る、後世に伝えていくべきもの」という意味で「文化遺産」の語を用いている。もちろん歴史的建造物や自然史系資料なども含む。

なお、本報告書で指定文化財と未指定文化財を対比的に用いる際には、あえて文化遺産の語を用いていない。

文化遺産の保全

本報告書では、文化財科学的な立場で文化財の劣化・滅失などを防ぐという意味での「保存」ではなく、保存も含む幅の広い概念としての「保全」を用いている。すなわち文化遺産の防災、減災、レスキュー、日常的な保全も含む概念である。「日常的な保全」は、文化遺産の見回り、見守り、所蔵者や地域の人への声かけ・注意喚起、防犯、防火・消防訓練、設備の保守点検なども含む。なお、文化遺産の散逸や滅失は自然災害によってもたらされるだけではなく、地域社会における過疎化・少子高齢化の進行、担い手の減少を背景とした引っ越し、それに伴う家屋の解体や家財の整理、代替わりによって日常的に進行している。散逸や滅失を軽減するための声かけや信頼関係の構築も広い意味での文化遺産の保全に含まれるといえるだろう。

既存資料

本報告書では、個人研究者や、専門家を擁したさまざまな調査組織が地域の文化遺産を調査したその成果物を指す。自治体史（自治体誌）のほか、文化遺産に係る目録、調査報告書、文献、一覧表、所在図（地図）、展覧会図録、歴史的風致維持向上計画などである。

文化遺産基礎情報

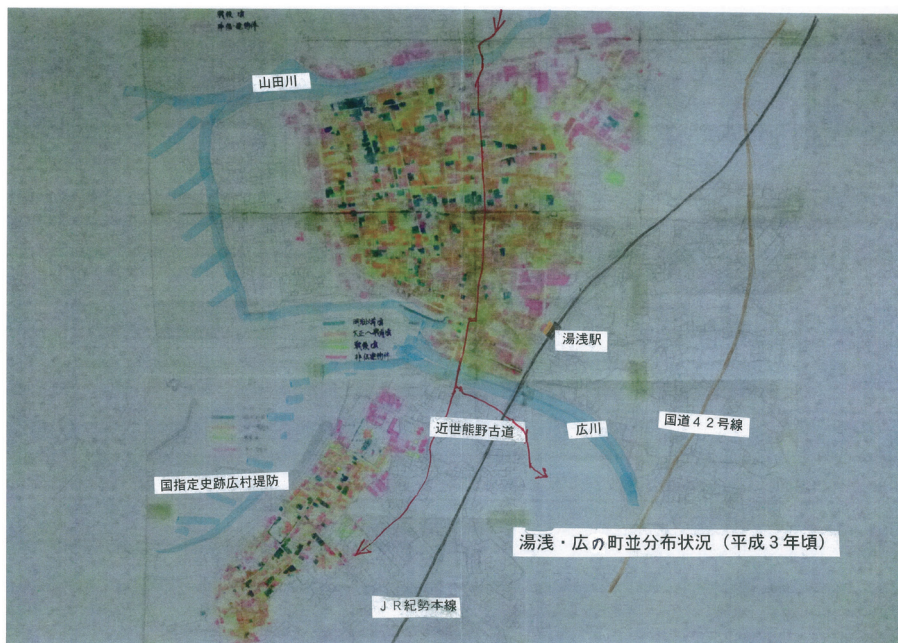
当事業は、文化財行政などに用いられている文化財基礎情報（文化財の基本情報）の数多い項目のなかから「指定等の区分、種別／種類、名称、員数、寸法、品質・形状、所在地、緯度経度」など、19項目を選び、「おおよそ情報」項目を新たに追加して、計20項目とした。項目数を加減する必要については今後吟味していく予定である²。

リスト、項目

本報告書ではデータベース用語でいうテーブル、シート、ブックについて、一般的な「リスト」の語を用いている。レコード（行）の集まった一覧表である。「データベース」とよんでいる箇所もある。フィールド、セル、カラム（列）にあたるものについては、「項目」ないし「入力項目」の語を用いている。

² 「おおよそ情報」については p. 34

1 章 文化遺産リスト



1991年頃の湯浅町・広川町の歴史的町並み分布状況
(調査・作成・画像提供／歴史的建造物研究者 山本新平氏)

1節 湯浅町、広川町の歴史的風致と文化遺産に係る既存資料

紀伊水道に面して隣接している和歌山県有田郡湯浅町と広川町は、ともに豊かな自然と歴史にはぐくまれた町であり、2016年には歴史的風致維持向上計画の認定を受けている。

1 湯浅町の歴史的風致

湯浅町歴史的風致維持向上計画は、同町のホームページからダウンロード可能である。

<http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/130/>

掲げられた7つの歴史的風致のなかの筆頭は、醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致である。

- 1) 醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致
- 2) 熊野古道に見る歴史的風致
- 3) 明恵の足跡に見る歴史的風致
- 4) 顯國神社の祭礼に見る歴史的風致
- 5) 國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致
- 6) 海辺の営みに見る歴史的風致
- 7) みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致



湯浅町歴史的風致維持向上計画
(表紙)

「醤油醸造発祥の地 紀州湯浅」は、2017年度における日本遺産の認定も受けている。同町ホームページで公開されている資料の一部を、本頁から p. 13 にかけて再掲する。

<http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/154/>

「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅

【ストーリー】

日本人の味覚に染みわたる繊細で深い味わいと芳^{かぐわ}しい香りを持つ醤油。紀伊半島西岸、紀州湯浅の地で、産業としての醤油造りが産声を上げた。仕込桶の中で醸成され、零れ落ちた最初の一滴は、やがて水面^{みづも}に広がる波紋のように日本中に広まり愛用され、私たち日本人の豊かな食文化の根幹を担い、今日では『醤油=Soy sauce (ソイソース)』は、世界の人々に和食の文化と共に認められている。

■湯浅醤油の始まりと広まり

醤油造りの始まりは、遥か中世の時代にまで遡る。鎌倉時代の禅僧^{かぐしん} 覚心^{ぼつしん} (法燈国師) が建長元年 (1249) に宋に渡り、径山寺^{きんざんじ} (現在の中国浙江省にある径山興聖萬壽禅寺) などでの修行の傍ら、径山寺味噌の製法を習得し建長6年 (1254) に帰国する。径山寺味噌とは夏野菜を漬^{なめ}け込んで作る嘗味噌の一種で、今日ある金山寺味噌の祖である。覚心はこの製法を人々に伝授し、湯浅で盛んに作られるようになった。味噌を造る過程で、野菜から水分が染み出し桶に溜まる。それまでは捨ててしまっていたが、あるとき、その一滴^{ひとしずく}を掬ってなめてみると何ともいえない芳醇な味がする。この旨味に満ちた汁で魚や野菜を食べれば、きっと美味しいに違いないと考えた湯浅の人々は、この汁をもっと作ろうと工夫を重ねた。こうして現在の醤油が生まれたという。



金山寺味噌

商業としては、天文4年 (1535) に醸造家^{あかぎり}の赤桐三郎四郎が、100石余りの醤油を漁船に積んで大坂に出荷している。これをきっかけとして他の醸造家も競って他国に積み出すようになり、少なくともこの以前から湯浅で醤油が盛んに造られていたことがわかる。また、豊臣秀吉の小田原攻めに兵糧米を献上した赤桐家が、その恩賞として天正19年 (1591) に秀吉より、大船一艘を建造し代々所有することを差し許され、これを醤油輸送用に充てている。近世に入ると、湯浅で生み出された醤油は、大海原を船で揺られながら房総をはじめ全国へと広まっていった。湯浅の醤油醸造業は紀州藩の特別の保護の下で繁栄を続け、享保年間 (1716~35) には製造技術も大いに進み、藩外への販売網が拡張された。文化年間 (1804~18) には醤油醸造業者は92軒を数えたという。明治初期に湯浅の町並みと浜の様子を描いた「湯浅図屏風」には、たくさんの醤油樽を大八車に載せて浜まで運び、そこから小船で沖に停泊している帆船に積み込む活気に溢れた様子が描かれている。



湯浅図屏風

■醤油の香り漂う町

古くから港町として栄え、陸路でも熊野参詣や西国巡礼の旅人や、大勢の商人たちの往来で賑わった湯浅には多くの物資と人々が集まり、町場が形成されていった。湯浅の町並みは、『通り』と呼ばれる比較的広い道路と、『小路』と呼ばれる迷路のように入り組んだ狭い路地から成り立っている。醤油の醸造業で発展した町並みには、醸造業に関連する町家や土蔵が建ち並び、老舗の醤油醸造家から漂う醤油の香りが鼻をくすぐる。建物は華美な装飾を好まず質実剛健で機能的な造りを信条としている。町家の外観は、屋根は寺院でよく使われる丸い瓦の重厚な本瓦葺きで、庇^{ひさし}の先には幕板^{まくいた}と呼ばれる雨除けの板が下げられる。これらは台風や雨の多い地域性による特徴である。醤油造りに



小路の町並み

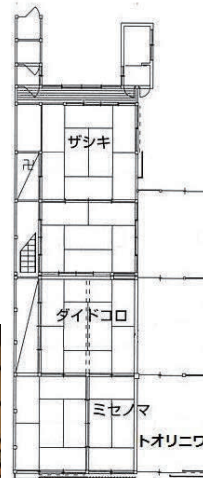
は諸味から搾り出した生醤油を釜で煮る『火入れ』の作業などがあり、火災を恐れて建物の2階は壁や窓を漆喰で塗り固め、虫籠窓や袖壁といった防火構造の意匠が見られる。1階の部屋の窓には木製の格子が使われている。古い商家のミセと呼ばれる商売で使う部屋の表には、窓の下半分までで取り外しのできる手摺状の格子、その上手にある居住用の部屋には、目隠しと採光の機能を併せ持つ切り格子が付く。大正時代以降になると、長大で繊細な出格子が見られるようになる。内部は、玄関から建物の中に入り、トオリニワと呼ばれる土間を通して奥に進んだダイドコロでは、居室と土間境に建具を設けず、吹き抜けの大きな空間が現れる。温暖多雨な気候の湯浅で醤油醸造を営む人々の暮らしが、このように建物の特徴となって表れている。



本瓦葺きの屋根と虫籠窓、幕板、手摺状の格子などが特徴的な町家



トオリニワとダイドコロの吹抜



町家の間取りの例

さらに、実際に醤油造りを行う建物には、醤油醸造家ならではの特徴がある。天保12年(1841)、北町通りに店を構えた『角長』は、創業当時の建物や古い道具類を使用しながら伝統的な製法を今に伝える数少ない老舗である。角長の仕込蔵の天井や梁には『蔵酵母』と呼ばれる酵母菌が付着しており、この蔵酵母が仕込桶に降り注ぐことにより醤油の風味が醸成される。長い年月をかけて命を繋いできた蔵酵母と、職人たちが受け継いできた技術によって、伝統の味を今に伝えているのである。また、角長の敷地の背後には、かつて醤油が積み出された『大仙堀』が今も当時の面影を残している。石積みの護岸に醤油蔵が建ち並ぶ様子は、港町湯浅に花開いた醸造の文化を物語っている。



蔵酵母が棲む仕込蔵



大仙堀

湯浅に残るのは、遠い過去の出来事や町並みの姿形だけではない。湯浅の総鎮守で、醤油醸造家たちが商売繁盛を祈願した顯國神社には、民俗芸能の三面獅子舞や騎馬武者が繰り出す祭りと、秋祭りの時期にだけ作られて食される鯖の『ナレズシ』などの食文化が伝わる。また、金山寺味噌で食べる『茶粥』や、湯浅湾で水揚げされた新鮮な鯖を丸ごと串に刺して焼き、醤油で食べる『あぶり』、ご飯の上にシラスをたっぷり乗せ、醤油をかけて豪快にかき込む『しらす丼』といった味噌や醤油で際立つ郷土料理も受け継がれている。



顯國神社の祭礼

日本人が持つ豊かな感性が創り上げてきた和食の文化において、醤油の味わいは決して欠かすことが出来ない。醤油醸造発祥の歴史と伝統は、町並みに漂う醤油の香りと共に湯浅の人々の暮らしの中で受け継がれてきた。これからも醤油の香りはこのまちと共に生き続け、この先もずっと未来へと繋がっていく。



しらす丼

構成文化財の写真一覧

1 湯浅町湯浅
伝統的建造物群保存地区



2 加納家（角長）



3 醤油醸造用具



4 醤油の製造技術



5 津浦家（旧内伝麵店）



6 麵製造関連用具



7 栢原家



8 戸津井家（戸津井醤油醸造場）



9 大仙堀



10 「大船一艘代々宿伝」書状



11 北村家
（大板屋三右衛門店・玉井醬本舗）



12 太田家（太田久助吟製）



13 金山寺味噌の製造技術



家庭での金山寺味噌作り

14 願國神社



願國神社手水鉢

15 願國神社の祭礼



願國神社の三面獅子

16 ナレズシ



ナレズシ作りの様子

17 龍野街道道標



18 深専寺



19 湯浅駅駅舎



20 甚風呂



21 しらす丼



22 茶粥



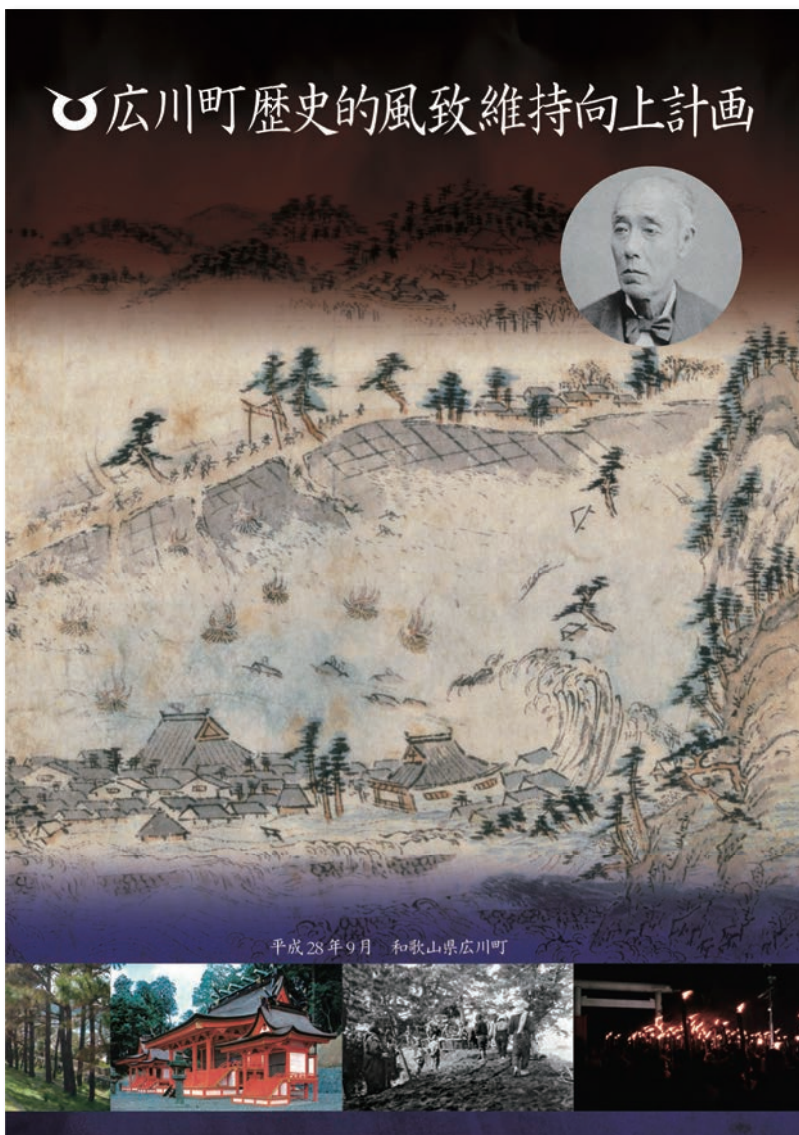
2 広川町の歴史的風致

広川町歴史的風致維持向上計画は、同町のホームページからダウンロード可能である。

<http://www.town.hirogawa.wakayama.jp/kyouiku/rekishibunka/rekimachi.html>

掲げられた5つの歴史的風致のなかの筆頭は、安政地震津波の襲来時（1854年）、濱口梧陵^{ごりょう}（1820-1885）が稲むらに火を放ち、この火を目印に村人を誘導して多くの命を救ったという「稲むらの火」の伝承と復興にみる歴史的風致である³。

- 1) 「稲むらの火」の伝承と復興にみる歴史的風致
- 2) 広八幡神社の祭礼にみる歴史的風致
- 3) 吉宗ゆかりの出世大黒天にみる歴史的風致
- 4) 熊野古道にみる歴史的風致
- 5) 老賀八幡神社と三輪妙見社の祭礼にみる歴史的風致



広川町歴史的風致維持向上計画
(表紙)

³ 「稲むらの火の館パンフレット」の記述による。

「この実話をもとにしたのが「稲むらの火」です。梧陵はその後にも被災民救済と復旧に尽力したばかりか、百年後の津波に備えるため巨額の私財を投じ、高さ5m、幅20m、長さ600mの大堤防を築きました。この大工事に村人を雇用することによって、津波で荒廃した広村は奇跡の復興を遂げました。広村堤防は1938年（昭和13年）、国に史跡指定され、毎年11月には100年余りの歴史がある「津浪祭」が開催され、梧陵の偉業を称えています。」

1. 「稲むらの火」の伝承と復興にみる歴史的風致

「稲むらの火」は戦前の国定教科書に掲載された物語で不朽の防災教材といわれる。安政の大津波での濱口梧陵の機知に富んだ村人救済活動を題材にしている。濱口梧陵の村人救出と広村堤防築堤による広村復興劇は、津波防災の象徴として現在まで語り継がれている。

稲むらの火

安政元年（1854）旧暦11月5日の夕方、広村を安政の大地震が襲い、やがて津波が襲来した。濱口梧陵は醤油醸造を営む家の当主であった。故郷の広村に戻っていた梧陵は、田の稲むらに火を灯して、高台の広八幡神社への避難路を示す明かりとした。この速やかな誘導により村人の命が救われた。

『安政聞録【安政4年春（1857）古田詠処著】』には大津波が迫り、人々が暗闇で逃げる方向に戸惑い、追い詰められたその瞬間に、稲むらが燃え上がる様子が記されている。

「さて、遅れて逃げた男女は、なんとか二番波を逃れ、いまや三番目の波が起ころうとした時、草履を脱ぎ捨てて波を踏み、田へ走り出そうとしたが、道は次第に暗くなって方角を失い、窮地に陥り『このような場所で海の鬼（死んでいく）になるのか』

という叫び声に呼応したかのように、たちまち火が燃え上がり、炎が天に上り、四方が昼間のように明るくなったので、これで道がわかり気を励まして九死に一生を得、蜘蛛の子を散らすように、上へ上へと逃げていった。」「寄せ来る波を東西南北へよけ、なおも後れて逃げ走る人に過ちがでることを恐れ、見回りしていたところ、黄昏に及び、道がはっきりせず、そのために知恵を出して野にあった稲叢に火を付け、多くの人々を助けたのであった。まことにその志は尋常の人の及ぶところではない。まるで神か仏かと感激しない者はいなかった。」



安政聞録津波の図（養源寺蔵）



稲むらの田園風景

広村堤防築堤と広村復興

安政の大津波襲来後、広村内の被害状況は、倒壊、転倒した家は屋根と柱とが別々になって各所に散乱し、浜辺の田畑はことごとく土砂に覆われて、農民は、全く荒れ果て耕すすべ

もなく、漁師も船と漁具を失っていた。明日の暮らしにも窮する人々が村内にあふれた。当時の村民の間では、広の地は50年から100年ごとに必ず津波の災害に見舞われると言い伝えられていた。そのため、飢餓と恐怖に襲われた村民のなかには、行く末を案じて移住を考えるものや、生活に困って、やむなく他村の親戚や知り合いを頼って離村しようとする者もあった。

濱口梧陵はこの様子を見て、被災した人々に抜本的な救済策が必要であることを感じた。まずは、家がないものには家を建て、漁夫のためには船と漁具を買い与え、荒廃した田畑は改修するなどした。また、貧しい者や商人などには、それらの状況に応じて資本を貸し与えて自立の道を立てさせようとした。

しかし、村民が危惧するように広村はこれから先も津波が来襲する恐れがあった。永久に村民の安全と幸福を図り、根本から村民を安心させようとするれば、津波の襲来を防ぐ堅固な堤防を築かなければならない。濱口梧陵は痛切にこの必要を感じ、莫大な費用を要する大事業であるにもかかわらず、独力でこれを計画し、濱口吉右衛門の賛同を得ると、安政2年（1855）直ちに長大な堤防工事を起こして、広村永久の救済策を実現しようとした。紀州藩に工事着手の許可を得るため書かれた濱口梧陵の上申書『内存奉申上口上』からは、私財を投げ打ち築堤を行う覚悟と村民を慈しむ気持ちが読み取れる。

濱口梧陵は来襲した安政の大津波の高さを研究し、中世畠山氏が築いた波除石垣の背後に、堅固で長大な、大津波に耐えうる防波堤を築造しようとした。梧陵の計画は高さ二間半、底辺十一間、上面の幅四間、総延長五百間にわたる壮大な防波堤を築造するもので、紀州藩の許可が得られれば、直ちに着工し、完成した暁には広村が永遠に安全になると話して村民をなぐさめ力づけた。



大正時代の広村堤防

しかし、梧陵が速やかに工事を行おうとした理由は、工事の緊急性からではなかった。津波の襲来は、過去の経験に照らしても、相次いで起こるものではなく、築堤工事は十年から二十年の計画で徐々に進行させても遅くはなかった。津波の被害を受けて、村が疲弊し窮迫する人々のためにあらゆるかたちで救済に努力したが、こうした形の救済は際限がなく、また、単に救済のみ行っていると、困窮した人々が救済されることに慣れてしまうという弊害があった。濱口梧陵は、慈善的救済は依頼心を起こさせるだけで、永久に安心を与える道ではないとの考えを持っていた。このような大事業は、惨害の衝撃がまだ生々しいときに断行しなければ完成させるのが難しくなる。また、窮民救済のために単なる救済費を支出するよりも、事業を興して仕事を与える方が一層有意義であることを知っていた梧陵は、このために私財を投じて悔いることはなかった。

安政2年（1855）2月築堤工事の開始とともに、日々、工事に従事する人は400～500人を数えた。農作業の季節に入っていない頃でもあり、仕事がない窮民はことごとく工事現場

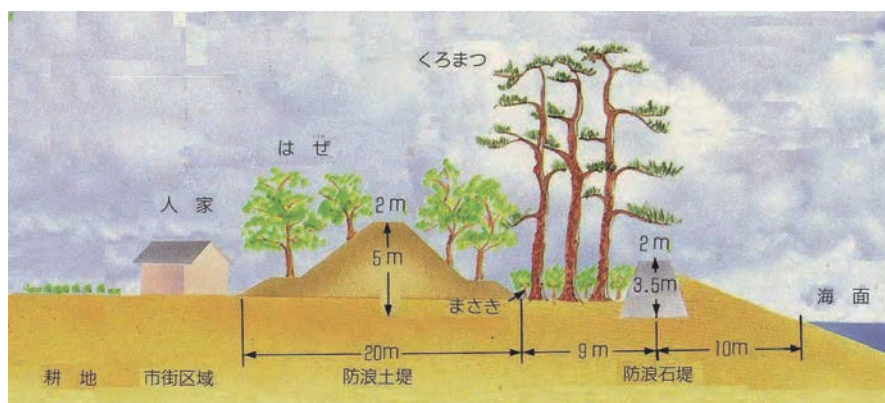
に集まり、老人も子どもも女性も、多少の労働に耐えられるものには仕事をさせた。多くの人々が群れ集まって大工事に励む様子は、元気はつらつとしたものだった。ことに一日の労働が終わると、それぞれにその日の日当をくれたので、村民はたいそう喜び生活に困っていた者も、これによって生き返り、他村へ転居しようと考えていた者も漸く安心して、離村を思い止まるようになった。こうして農作業が忙しい時期は工事を中断し、農閑期に再開したことで、村民は愚痴をこぼす暇もなくなり、忙しくなると同時に収入も増加したので、誰もが皆、喜々として築堤工事に従事した。

安政5年(1858)12月開始から47ヶ月、約4年にわたる工事により広村の海浜の正面に作られた大堤防は高さ5m、根幅20m、延長600mとなった。当初の予定より小規模となったが、今後の津波襲来を十分防御できる見込みが立った。また、堤防の外側には松を千本植え、堤防上に櫛の木を百本植えた。松は樹齢がおおよそ20~30年のものを山から移植したものであるが、梧陵は、山で生育している方角にあわせて植えた。櫛の木は蠟燭の原料となり、広村堤防の補修費用や広小学校の改修費用にも使われた。



昭和10年代広村堤防の松樹

梧陵は工費1,536両という莫大な私財を投じ、延人員56,736人の村人を雇用することで、津波の被害で荒廃した村からの離散を防ぎ復興に導いた。築堤工事が完成した後、津波被災当時の惨憺たる状態から防波堤工事を起こした理由を述べた「海面王大土堤新築原由」には梧陵の心情が透ちられ「是れ此の築堤の工を起して住民百世の安堵を図る所以なり。」との言葉が残されている。安政の大津波から6年後の万延元年(1860)に描かれた広村鳥瞰図には、立ち並ぶ家々、大通りを歩む人々、広村堤防で毛氈を広げてくつろぐ人々の姿、海には多くの行き交う帆船が描かれ、安政の津波災害から復興を遂げた広村の様子がうかがえる。



完成当時の広村堤防横断面図

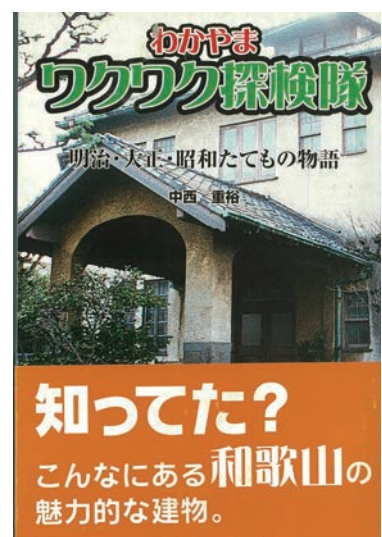
3 湯浅町・広川町調査においてリスト化に用いた主な既存資料

湯浅町、広川町については、全国の他の自治体におけると同じように、これまで個人研究者や、専門家を擁したさまざまな調査組織が地域の文化遺産を調査し、成果物を残している。

種別に関しては、建造物や古文書、美術工芸品など、文化遺産の特定の分野に限定して調査したものが多いが、有田地方文化財目録のようにすべての分野にわたって調査したものもある。展覧会図録は当然のことながら、特定のテーマのもとで調査された地域の文化遺産を収録している。

調査範囲は、伝統的建造物群のエリア内、町内、有田地方内、和歌山県の沿岸部、和歌山県全域とさまざまである。いずれも事前の文献調査、聞き取り調査、資料の実見も含めた現地調査を併用して行われていることが多いようである。

そしてここにリストアップされているもの以外にも、基礎自治体の文化財所管課や博物館施設、大学等の学術機関、郷土史研究者等によって実施されてきた寺社、所蔵者の蔵、野外等での個別的調査における幾多の成果物があることは想像に難くない。



1) 未指定文化財を含むもの

- ①湯浅町誌 1967(昭和 42)年
- ②和歌山県古文書目録 2 有田川流域古文書調査報告書 (和歌山県教育委員会／発行 1972(昭和 47)年 3月 31日)
- ③広川町誌 1974(昭和 49)年
- ④和歌山県古文書目録 10 県下古文書調査報告書 追録(和歌山県教育委員会／発行 1982(昭和 57)年 3月 31日)
- ⑤和歌山県近世社寺建築(和歌山県教育庁文化財課／発行 奈良国立文化財研究所／編集 1991(平成 3)年 3月)
- ⑥明恵 故郷でみた夢(特別展図録 和歌山県立博物館／編集・発行 1996(平成 8)年 9月)
- ⑦有田地方文化財目録(有田地方文化財保護審議委員連絡協議会／発行 1997(平成 9)年 3月 120p)
- ⑧紀州湯浅の町並み 伝統的建造物群保存対策調査報告書(湯浅町教育委員会／編 湯浅町教育委員会 2001年 152p)
- ⑨和歌山県指定文化財 深専寺本堂 修理工事報告書(財団法人 京都伝統建築技術協会／編集 宗教法人 深専寺／発行 2001(平成 13)年 71p)

- ⑩わかやまワクワク探検隊 明治・大正・昭和たても物語 (中西重裕／著 株式会社和歌山新報社 2002年6月 278p)
- ⑪民間所在資料保存状況調査事業(地域史料保存調査事業)データ(和歌山県 2004(平成16)年度、2005(平成17)年度)(非公開資料)
- ⑫和歌山県の近代化遺産—和歌山県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書—(和歌山県教育委員会／編集・発行 2007(平成19)年3月 262p)
- ⑬エコロジーの先駆者 南方熊楠の世界(特別展図録 和歌山市立博物館／発行 2009(平成21)年10月)
- ⑭和歌山県の近代和風建築 和歌山県近代和風建築総合調査報告書(和歌山県教育委員会／編集・発行 2010(平成22)年3月 186p)
- ⑮「有田南部地域の獅子 田楽の芸能」(湯浅広川民俗文化財記録作成実行委員会／企画・監修 2011(平成23)年3月 DVD及び解説書(38p))
- ⑯和歌山県 文化財(美術工芸品)緊急調査事業 調書(文化遺産課 2012(平成24)年度末から2013(平成25)年度)(非公開資料)
- ⑰きのくにの城と館－紀中の戦国史(特別展図録 和歌山県立博物館／発行 2014(平成26)年4月)
- ⑱湯浅町『歴史的風致維持向上計画』(湯浅町まちづくり企画課／編集・発行 2016(平成28)年3月)
- ⑲広川町『歴史的風致維持向上計画』(広川町 広川町教育委員会／編集・発行 2016(平成28)年9月)
- ⑳日本遺産「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅 (関係資料 2017(平成29)年4月28日認定、資料は湯浅町ホームページで公開)
- ㉑西行と明恵展(企画展 展示資料出品目録 和歌山県立博物館／発行 2017(平成29)年9月)
- ㉒醤油の町・湯浅(特集展示 展示資料目録 和歌山県立博物館／発行 2017(平成29)年9月)
- ㉓男山焼会館所蔵品リスト(非公開資料)
- ㉔湯浅町 熊野古道と万葉の道 [古道散策用に解説を附した地図]
- ㉕湯浅町内 中世石造物 所在図(湯浅町教育委員会、非公開資料)
- ㉖文化遺産オンライン(文化庁)
- ㉗歴史的建築総目録データベース(同データベースには非公開の階層があるが、当事業が既存資料として用いたのは公開部分のみである)

2)指定文化財のみ

- ①国指定文化財等データベース
- ②和歌山県文化財ガイドブック(和歌山県教育委員会文化遺産課／企画・発行 2007(平成19)年3月31日 198p)
- ③月刊文化財(文化庁文化財部／ 2014(平成26)年8月)
- ④わかやま文化財ガイド
<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/bunkazai/index.html>
- ⑤湯浅町ホームページ
- ⑥広川町ホームページ

2節 民間所在資料保存状況調査事業と和歌山県文化財(美術工芸品)緊急調査事業

1 民間所在資料保存状況調査事業

前節に記載した既存資料は、いずれも文化遺産の広い意味での保全を念頭において作成されていると言えるが、とりわけ、民間所在資料保存状況調査事業(2004年度、2005年度)と和歌山県文化財(美術工芸品)緊急調査事業(2012年度末から2013年度)については、大きな自然災害も想定して実施されている点、未指定文化財を対象としている点、そして資料が、どの建物に所在するかというレベルの具体的な所在情報把握を行っている点に注目しておかなければならない。

民間所在資料保存状況調査の目的としては、「民間所在資料の散逸防止」、「市町村とのネットワーク構築」の2点が挙げられ、前者については「防災・災害対策(事前の所在情報把握・所蔵者への注意喚起)」と「所蔵者による廃棄・忘却防止」をその内容としている。

2015年2月10日付報告資料より

民間所在資料の保存に係る和歌山県立文書館の活動

和歌山県立文書館

1 民間所在資料保存状況調査(平成9～17年度)

(1) 和歌山県における全県的な古文書調査

ア、県教委『和歌山県古文書目録』全11冊…調査昭和40～50年度

・724文書群について1点ごとの目録

イ、文書館「民間所在資料保存状況調査事業(地域史料保存調査事業)」

・平成9～11年度 海南市・海草郡、新宮市・東牟婁郡(地域史料保存調査)

・平成12・13年度 那賀郡、田辺市・西牟婁郡

・平成14・15年度 和歌山市、御坊市・日高郡

・平成16・17年度 橋本市・伊都郡、有田市・有田郡

・調査対象地域の各市町村に1名ずつ「民間所在資料調査員」を設置

・953文書群について保存状況の把握。文書群の内容については概要のみ。

・うち、558件は、『和歌山県古文書目録』の追跡

(2) 民間所在資料保存状況調査の目的

ア、民間所在資料の散逸防止

・防災・災害対策(事前の所在情報把握・所蔵者への注意喚起)

・所蔵者による廃棄・忘却防止

イ、市町村とのネットワーク構築→恒常的な取組へ

・調査事業開始時は、最終的に全市町村に調査員を常置することを目論んでいた…

2 民間所在資料保存状況調査の再開(平成25年度～)

(1) 平成25年度、館の方針として、民間所在資料保存状況調査の再開を決定

『和歌山県立文書館だより』第37号参照

・通常業務の一環として、民間所在資料の把握を行う

・ただし、調査員等の設置は今後の課題(個人情報取り扱い・元調査員の高齢化)

(2) 平成26年度、県立博物館の2つの事業に参加

ア、地域に眠る「災害の記憶」の発掘・共有・継承事業

対象地域：東牟婁郡那智勝浦町・御坊市・日高郡美浜町・同郡日高川町

イ、東大史料編纂所一般共同研究

「和歌山県北部地域所在中世史料の調査・研究

—高野山麓(伊都郡・那賀郡・有田郡)を中心に—

(3) 平成27年度以降も、県立博物館・文化遺産課等と協働して調査を行う予定

民間所在資料保存状況調査報告書

	通 番	
調 査 員	印	調 査 年 月 日 平 成 年 月 日
調 査 対 象	文書等	〒
	所在地	TEL - -
	所有者 (管理名)	
	連絡先 <small>(文書等の所在地と所有者等の住所が異なる場合記入)</small>	名称： 〒 TEL - -
文 書 等 概 要 の 保 存 状 況	文書等の有無： 有 無 (理由：)	
	家業：	
	概数：	
	内容：	
	調査の有無：	
	保存場所 (倉・納戸等)：	
	保存容器 (ダンボール・タンス等)：	
	状態 (虫損・水損等)：	
	備	
	考	

(この用紙は中性紙を使用しています)

調査報告書の様式 表面

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; height: 100%; text-align: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div> </td> </tr> </table>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div>	
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> </div>		

調査報告書の様式 裏面

2 和歌山県文化財(美術工芸品)緊急調査事業

和歌山県文化財（美術工芸品）緊急調査事業は、今後発生が想定される東海・東南海・南海地震による文化財の被災を想定して実施されている。未指定文化財を対象としながら資料の具体的な所在情報把握を行っている点で、民間所在資料保存状況調査事業と同一の性格を有している⁴。

2015年2月10日付報告資料より

文化財（美術工芸品）緊急調査事業について

和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課

【背景と目的】

- ・ 今後発生が想定される東海・東南海・南海地震による文化財の被災。
 - ・ 未指定文化財については、行政側で所在状況を把握できていない。
 - ・ 所有者側でも所在状況を把握していないケースも多々あり。
- ⇒ 未指定文化財も含めて所在状況を把握し、被災した場合のレスキュー活動等に備える。
- ・ 文化財的価値の高いものは指定による保護も検討する。

【調査概要】

○実施期間

平成24年度～平成25年度

（和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業として実施）

○委託先

一般財団法人和歌山社会経済研究所

○調査方法

- ・ 本県沿岸地域の市町村を中心に調査対象社寺を選定。
- ・ 対象地を4区域（紀北・紀中・西牟婁・東牟婁）に分け、各区域に1名ずつの調査員を配置。また、文献資料（市町史やその他郷土史）調査及びデータ整理にあたる調査員2名を配置。
- ・ 事前に文化遺産課から対象社寺に依頼文書及びアンケート票（所蔵文化財に関する内容）を送付。
- ・ 調査員が対象社寺に個別連絡、日程調整。
- ・ 調査当日は所蔵文化財の確認、所有者からの聞き取り、調書作成、アンケート票の回収を実施。調査には、必要に応じて社会経済研究所や文化遺産課の職員が同行。
- ・ 調査データ、文献資料の関連記述の整理。
- ・ 社寺ごとに所蔵文化財台帳を作成し、文化遺産課で管理するとともに、社寺にも送付。

【課題】

- ・ 対象を限定した専門職員による再調査
- ・ 調査から漏れた文化財について
- ・ 文化財所在情報と最新のハザードマップとの照合
- ・ 文化財所在情報の共有範囲

⁴ 沿岸部の社寺のうち調査を受け入れたものが同事業の対象である。各区域内の社寺の悉皆調査という方法をとってはいない。

「文化財(美術工芸品)のアンケート調査票」

●貴寺院・神社についてご記入ください。

貴寺院・神社名	
ご住所	〒
お電話番号	() -

●恐れ入りますが、記入される方についてご記入ください。

ご記入者名・役職	
お電話番号	() -

問1 寺院または神社の縁起について、概要をご記入ください。

創建	
沿革	
由来	

問2 過去から受け継がれている文化財(美術工芸品)の有無についてお答えください。
(いずれか1つに○)
1 有り 2 無し
↓

問3 前問で「1 有り」と回答した方にお聞きます。
添付の「美術工芸品について」を参考に、その概要を記入してください。

※既に文化財指定を受けている美術工芸品は記入不要です。

彫刻・絵画・工芸品・書跡・典籍・古文書・考古・歴史資料の種類	
名称(仮名称でも可)	
製作者	
製作年代	
いわれ	
素材	
その他	

この欄に書ききれない場合は、便箋などの用紙に続けて記入してください。

以上で記入は終わりです。ご協力ありがとうございました。
このアンケート票は調査員が回収いたしますのでよろしくお願いいたします。

<お問い合わせ先>
(財)和歌山社会経済研究所 担当: []
〒640-8033 和歌山市本町2丁目1番地 []

種別		
名称(仮名称でも可)		
製作者		
製作年代		
いわれ		
素材		
その他		

アンケート調査票の様式

種別	文化財名称
彫刻 絵画 工芸 書跡・典籍 古文書 考古資料 歴史資料	
写真	
員数	1巻/1幅/1巻/1面/1双/1組/1冊/1口/1基/ など
法量	長さ cm 幅 cm 奥行 cm など
特徴	形状・材質・構造・技法などの特徴
所在場所	和歌山市○○○ など
保管場所	○○室 親子内 など
所有者	○○寺 など
制作年代	鎌倉時代 享和〇年 など
作者	
連絡先	所有者 ○○寺 電話番号

台帳の様式

文化財所在把握調査 調査

調査年月日	年 月 日
調査者	
調査地	

分野・名称		写真	
法量	高(縦) 幅(横) 奥行		
品質・構造			
所在・保管場所			
特記事項			

分野・名称		写真	
法量	高(縦) 幅(横) 奥行		
品質・構造			
所在・保管場所			
特記事項			

分野・名称		写真	
法量	高(縦) 幅(横) 奥行		
品質・構造			
所在・保管場所			
特記事項			

調査の様式

3節 文化遺産リストの必要性

1 資料ネットワークの活動から

1995年の阪神・淡路大震災の被災資料救出活動について歴史資料ネットワーク代表の奥村弘氏は次のように報告している⁵。

「この時期、伊丹市で貴重な経験が生まれた。地元の歴史研究者を組織し、自治体職員をはげまし、市域全体の歴史資料についての巡回調査活動を行い、貴重な史料を廃棄から救い出すというものである。地元自治体と協力し、歴史資料を巡回調査のなかで捜し出し、これを保全する方法は、その後の史料ネットの基本的な活動形態となり、神戸・宝塚・明石・川西での活動へと引き継がれた。」

しかしこのとき、「文書館等の施設が貧弱な自治体が多く、歴史的文化的な史料を保全し、市民に提供していく役割を、十分果たせていない」状況があった。奥村氏は、兵庫県および県内3市の職員体制の乏しさを他の自治体と比較しながら、域内の全般的な文書調査が事前に行えるような状況になかったことについて触れている。「このような状況ではいくら担当者が奮闘しても、日常的な業務においても限界がある。ましてや震災時には、自らも被災しながら、十分な史料保全活動をおこなうことは極めて困難である。」

1995年2月13日に開設された歴史資料保全情報ネットワーク（史料ネット）は、翌年1月末段階で、兵庫県7市においてレスキュー活動を32件、巡回調査活動は5市で35回実施し、1000軒をこえる個人宅を訪ねた。両活動参加の登録者は157名で、延べ756人が参加したという。

2003年7月の宮城県北部連続地震を契機に、神戸の史料ネット等の支援もあって結成された宮城資料ネットは、地震から約3か月半をかけて、5つの町で計7回の活動を行い、のべ194名の参加者が192軒の旧家をまわり、資料レスキューと被災調査のいずれの面でも大きな成果を上げた。そして宮城資料ネット代表の平川新氏はその時の苦い経験もふまえつつ、震災「後」の活動から震災「前」の活動への展開を報告している⁶。

私たちが訪問したさい、一週間前に捨てた、家と一緒に処分した、もっと早く来ていれ



阪神淡路大震災時の歴史資料保全活動
左：倒壊家屋からの資料保全
右：地域の研究者との巡回調査
撮影及び画像の提供／歴史資料ネットワーク

⁵ 奥村 弘「被災資料保全活動から見たこと 阪神淡路大震災と歴史学」『UP』（東京大学出版会、1996年）所収

⁶ 平川 新「災害「後」の資料保全から災害「前」の防災対策へ」（『歴史評論』666号、2005年10月号）なお、宮城資料ネットのホームページの資料編「詳細」には上記論文も含め関連する文献が掲載されている。

ば、といったお宅が何軒もあったからである。県内有数の大地主のお宅では一ヵ月前に大量の史料を焼却していた。

(中略)

もうひとつ驚いたのは、古美術商が私たちよりも早く動いていたということである。地震の二日後には関東から来ていたという話を複数の被災者から耳にした。蔵のある家を見つけてくるのだという。

(中略)

歴史資料の保全を最大限に目ざす立場からすれば、彼らよりも早く現場に入る体制を作ることが大きな課題となるだろう。

(中略)

前述したような苦い経験を克服するためには、歴史資料の所在リストを、災害後に作るのではなく災害前に作ることが効果的である。このリストさえあれば災害後の緊急出動は格段にスピードアップできる。

(中略)

宮城資料ネットの活動は、震災「後」の活動から震災「前」の活動へと大きく展開することになった。とはいえ課題は多い。

ひとつは地域の実情にあわせた調査方式の選択ということがある。悉皆調査

は所在リストを作り、所蔵者ごとに歴史資料を実見して写真を含めた概要記録を作ることが目的である。だが、必ずしも実見調査が不可欠だというわけではない。すでに自治体史編纂などで所在目録や家別の史料目録などが作成されているのであれば、名前・住所・所蔵史料の種類や量などを項目別に整理して一覧表にするだけでも防災用リストとして活用することができる。また既存の史料目録がない場合でも、前述したような既存自治体史などをもとにしたリストアップの方法で、それなりの所在リストを作ることができる。これに悉皆的実見調査を加えてデータベース化をはかることが望ましいが、それを実施するかどうかは地元関係者と協議して進めることになるだろう。

[引用は以上]



宮城県河南市(現・石巻市)での歴史資料レスキュー
(提供/宮城資料ネット事務局 撮影/2003年8月同事務局)

2 建造物レスキューと動産文化財レスキューの連携の観点から

他方、災害時の文化財建造物のレスキューについて、工学院大学の後藤治氏は「歴史的建築総目録データベース」が東日本大震災でも活用されたことに触れながら、次のように述べている⁷。

データベースには、名称、所在地、建築年代、構造形式等の基礎的なデータの他に、外観の写真や地理情報等のデータも挿入されていて、現地を訪問したことがない調査員が災害時に現地に入っても、物件が特定できるようにデータが整えられている。

(中略)

■動産文化財のレスキューとの協力に向けて

◇リストの共有化

データベースにデータが掲載されている文化財建造物のなかには、貴重な動産文化財を保持しているもの（寺社や民家、博物館・美術館等）も少なからず存在する。災害時に、こうした貴重な動産文化財が失われることがないように、不動産である文化財建造物レスキューと動産文化財のレスキュー活動を協力して行う体制が今後の課題としてあげられている。これを実行するためには、動産文化財のリストを文化財建造物のレスキューの担い手である学会、連合会、JIA が共有することが有効である。リストが共有化できれば、学会のデータベースは地理情報が入力されているので、同一の地図上で重ね合わせることができ、文化財建造物内に動産文化財があっても、すぐに把握することが可能になる。[引用は以上]



左上、右上、左下の写真:熊本地震における文化財ドクターの活動の様子(熊本市内)

右下の写真:熊本大学における復旧支援委員会の模様

撮影/熊本地震被災歴史的建造物復旧支援委員会(日本建築学会、日本建築士会連合会、日本建築家協会、土木学会)

写真提供/熊本県建築士会 山川満清氏

⁷ 後藤治「文化財建造物のレスキュー活動について」(2016年3月10日 第3回文化遺産防災ネットワーク有識者会議配布資料)なお歴史的建築総目録データベースについては、本報告書 p.36 を参照のこと。

3 被害を受ける文化遺産の数が多く、救援を外部に頼らざるを得ない場合

自然災害で一度に被害を受ける文化遺産の数が多く、基礎自治体の外部からの救援関係者に頼らざるを得ない場合、文化遺産の所在情報が集約されていない状態では文化財レスキューの初動に大きな負荷と遅延を与えてしまう。かりに初動時に、各種の文化財目録、文化遺産に係る報告書類、そして町誌を外部の救援関係者が入手できたとしても、情報の集約には相当の日時を要するだろう。

基礎自治体内の自然災害が比較的小規模で、それによる文化遺産の被害が限定的である場合は、基礎自治体ないし都道府県の文化財担当者だけで対応可能であろう。担当者は地域の文化遺産の概要を十分把握しており、地理に通じており、迅速で適切な対応ができる。しかし大規模災害においては事情が全く異なってくる。おびただしい数の文化遺産が一挙に被害を受ける一方で、被災地・被災自治体には、インフラ、予算、行政のシステム、自治体職員をはじめとする地元関係者の余力、関係者の情報共有等々に係るネガティブな状況が一挙に生ずるからである。被災基礎自治体のほとんどの文化財担当者はライフラインの復旧と被災者支援（避難所対応、罹災証明の発行等）に追われる。このような場合、外部の支援が必要となってくるのである⁸。

4 未指定も含めた文化遺産の所在リスト

2003年、6月内閣府は「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」を組織した。翌年7月の答申には「文化遺産と地域をあわせてまもるという考え方においては、地域の核として認識されている文化遺産であれば、それは世界遺産、国宝などに限定する必要はないと考えられる。そこで本あり方において対象とする文化遺産は、世界遺産、国宝、重要文化財等の指定されたものだけではなく、未指定の文化遺産も含め地域の核となるようなものとする」と記されている⁹。

この考え方は2011年の東日本大震災文化財レスキューにも受け継がれている。文化庁次長が決定した同事業の要項の中で、事業の対象物は「国・地方の指定等の有無を問わず当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。」と規定されており、実際に事業が対象としたのも未指定が圧倒的な数にのぼった¹⁰。また、この文言のなかに含まれていなかった自然史系資料や公文書も実際にはレスキューの対象となったことはよく知られるところである。

それから3年後の2014年3月に改定された「大規模地震防災・減災対策大綱」（中央防災会議）は国、地方公共団体に対して「文化財の所在情報の充実」を図るよう求めている¹¹。この大綱のなかで「文化財」は明確に定義されていないものの、所在情報が明らかでない指定文化財はあり得ないことから、所在情報の充実を図るべき「文化財」はむしろ未指定を指していると考えてよいだろう。

地域の衰退や全国各地の度重なる自然災害。それによって散逸、消滅していく地域の文化遺産の数々。文化遺産のリスト（とくに所在情報）の充実が必要だと救援活動や保全活動に

⁸ 被災文化遺産のリストは、支援要請の際にも必要となってくる。

⁹ 地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方
<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h16/040708bunkaisan.html>

¹⁰ 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー）実施要項（2011年3月30日付、文化庁次長決定）
<http://www.bunka.go.jp/earthquake/rescue/>

¹¹ 大規模地震防災・減災対策大綱（2014年3月）p.45
http://www.bousai.go.jp/jishin/jishin_taikou.html

取り組む関係者たちが繰り返し唱える背景には、このような状況がある¹²。

2017年12月に文化審議会が出した「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」には、防災・減災という目的が明記されているわけではないが、地域に所在する文化財（未指定のものを含む）について「地域住民や研究者、博物館等の協力も広く得ながら総合的に調査し把握する」ことについて記されている¹³。

市町村は、国が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を策定している場合には大綱を踏まえつつ、単独で又は他の市町村と共同して、地域の文化財に関するマスタープランとして、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画（以下、「地域計画」という。）を策定することができることとする。その際、地域に所在する文化財（未指定のものを含む。）について、地域住民や研究者、博物館等の協力も広く得ながら総合的に調査し把握するものとする。

5 既存資料の探索、収集、集約、共有

地域の文化遺産を自然災害等による散逸や消滅から守るためには、あるいは被害を軽減するためには、文化遺産基礎情報の事前の集約と共有が必要である。もちろん、各地方自治体や文化財関連機関、学術機関においてはすでに早くから文化遺産基礎情報の収集・管理が行われていることが多いが、膨大な資料、各種のリストが蓄積されてはいるものの、別個の場所におかれ、ひとつの一覧表（リスト）に集約されていない場合、あるいは欠本等がある場合が多いのではなかろうか。

すでに見たように湯浅町、広川町についても、個人研究者やさまざまな調査組織が過去に地域の未指定文化財を調査し、その成果物を残している。当事業に着手するにあたって「既存資料をもとにして総合的な文化遺産リストを作成したい」と町教委をはじめ県内のさまざまな文化財関係者に依頼したところ、公刊されているものは譲渡を受けたり、資料名を教してもらって購入したり、非公開のものは然るべき手続きを経た上で資料の提供を受けた。県立図書館の書架で偶然見つけた報告書もあった。こうしてリスト化のための資料は集まっていった。

県教委、県立博物館、県立文書館、県立図書館等には、これらの資料が「かなり」揃ってはいたが、しかし「すべて」が揃っていたわけではなかった。全資料を余さず把握していた文化財関係者もわずかであった。「某資料があることは知っているが、私はまだ手に取ったことがない。」「資料名を教えてもらったので、自分の職場の書庫（ないし書架）をよく探してみたら見つけた。」「某資料が存在するという事は知っているが、非公開の資料であり、直接の担当でない自分の職場は情報共有していない」といった事例が多かったのである。

文化遺産調査に係る各種成果物について関係者が集まり、情報を集め、集約する場を作れば、リスト化、共有化に向けて一步を踏み出すことができる。既存資料といっても前回の調査からかなりの期間更新がなされていない場合も多いだろう。それでもまずは既存資料の探索、収集、集約から始めるのが近道ではないだろうか。

集約された一覧表（リスト）があるだけでも文化遺産の保全（防災、減災、レスキュー、日常の保全）には十分役立つ。とりわけエクセル等の表計算ソフトによるリストは、並べ替

¹² 奥村弘「なぜ地域歴史資料学を提起するのか—大規模災害と歴史学」及び平川新「歴史資料を千年後まで残すために」（奥村弘編『歴史文化を大災害から守る—地域歴史資料学の構築』東京大学出版会、2014年）

¹³ 「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」（2017年12月8日）p.5

http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/1399131.html

え、フィルタ等の機能を用いて目的に応じた編集が容易である。地図システムがなくてもリスト単独でできることは多い。たとえばある市町村の地区ごとの指定・未指定文化遺産のリストを作成する、種別毎のリストを作成する、ある歴史的建造物内の美術工芸品の所在を確認する等である。

6 既存資料を用いたリスト一ひとつの出発点として

2011年3月に茨城県は東北3県と同規模の震度6を超える地震に見舞われ、多数の建造物が大きな被害を受けた。被災した文化財・歴史資料、特に民間に眠っている未指定の資料を救済・保全するため、同年7月に茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク（略称：茨城資料ネット）が設立された。

立ち上げとその後の活動に関わってきた高橋修氏は北茨城市における被災史料の救済・保全活動を事例として多面的な分析を行っているが、そのなかで次のように述べている¹⁴。

やはり平時には選別なき資料調査はありえない。たとえ「悉皆」を目指していても、平時における資料調査は、所蔵者が「歴史資料」と認識する対象に限定される。そして何よりも調査する者の「歴史資料」観に制約されているのである。

所蔵者が特定の資料を「地域の歴史にとって大事な資料」だと認識していない場合、平常時に、それを敷地内のどこかから出してきて調査者に見せることはない。他方、調査者の「歴史資料」観自体も変遷する。

北茨城市史編纂事業が開始された1980年代から、資料が救出される2012年1月までの間には、「歴史資料」観、すなわち調査者の価値観には変質があった。

高橋氏は、「東日本大震災が起こるまで、悉皆調査というものが存在するものだと思っていた。しかし災害が起こってみると、平常時に「悉皆調査」の対象となった個人所蔵の歴史史料は実際の2割とか3割でしかない」と語る¹⁵。

所蔵者宅訪問・資料実見に基づいた「悉皆調査」にすらこのようなケースがあるならば、いやそれ以前に、諸般の事情で調査を受け入れてこなかった所蔵者もいることを考え合わせると、既存資料を用いたリストに過大な期待を寄せてはいけないうらう。そこに掲載されてはいないが地域にとって大事な文化遺産がまだどこかにたくさん眠っている可能性は高い。既存資料を用いたリストは、今後のさまざまな活動の、あくまでひとつの出発点であり、ひとつの手がかりにすぎないと考えるべきであろう。

¹⁴ 高橋 修「被災資料と歴史教育、そして歴史研究へー茨城での取り組みからー」（『歴史学研究』No. 924、2014年）

¹⁵ 2017年8月28日高橋氏談。茨城大学にて。

1 リストのフォーマット(テーブル)構成

既存資料からリストアップした文化遺産基礎情報は、下記の5つのシートに分けて集約した。地図システム作成用に出稿したリストは、1)と2)を統合したものののみであり、3)、4)、5)は含んでいない。なお5つのシートはいずれも同じフォーマットである。

- 1) 指定文化財
- 2) 未指定文化財 (ただし 3)、4)、5) 以外)
- 3) 無形文化遺産
- 4) 所在地(住所)等が明らかでない文化遺産 今後の調査により判明すれば、2) に組み込まれることになる。
- 5) もはや存在しない文化遺産 既存資料には掲載されているものの、取り壊された建造物や廃棄された美術工芸品など¹⁷。

2 リスト項目(フィールド)

文化財行政等に用いられている文化財基礎情報(文化財の基本情報)の数多い項目のなかから「指定等の区分、種別/種類、名称、員数、寸法、品質・形状、所在地、緯度経度」等、19項目を選び、「おおよそ情報」項目を新たに追加して、計20項目とした。項目数を加減する必要については今後吟味していく予定である¹⁸。

- 1) 指定等の区分
- 2) 種別/種類
- 3) 指定選定年月日
- 4) 名称
- 5) 員数
- 6) 寸法・重量/高さその他大きさ
- 7) 品質・形状
- 8) 所在地
- 9) 所有者の所在住所
- 10) 所有者氏名・名称
- 11) 管理者・管理団体の所在住所
- 12) 管理者名・管理団体名
- 13) 製作・建築の時代
- 14) 製作の年代(和暦)
- 15) 製作の年代(洋暦)
- 16) 作者名
- 17) 緯度経度
- 18) その他参考となるべき事項[作品情報に関する参考となるべき事項]
情報の典拠である資料名と発行年を掲載した。
- 19) 備考[所有者等に付随する欄]
- 20) [保全・レスキュー等のための]おおよそ情報

¹⁷ 既存資料からリストアップののち、所在場所の確認ができなかったものはかなりの数に上る。しかしこの場合でもレコード(行)の削除は原則として行わなかった。

¹⁸ 現在のリスト項目には、脆弱性情報がない。今後の課題である。なお項目立てについては、pp.31-33で説明している。

2 文化遺産リストの内容

総合的文化遺産リストの内容についてまとめる。

1) 目的

文化遺産の保全（防災、減災、レスキュー、日常的な保全）を目的とする。

2) 未指定の文化財

対象は、指定文化財と未指定文化財とした。湯浅町・広川町調査に係るリストアップ及び現地補足調査にもつぱら時間を割いたのは未指定の文化財である。

3) 既存資料の集約

当調査が重点を置いたのは既存資料の集約である。p. 18—p. 19 で紹介した、町誌以外の既存資料からリストアップしたが、平成 30(2018)年度には町誌からのピックアップも加える予定である（ただし町誌編纂資料は両町とも継承されていない）。

また両町教委、和歌山県立博物館、和歌山県教委等の協力を得て、「既存資料の集約」というレベルを超えた実見調査も数件ではあるが実施した¹⁹。

一般的に、所在調査に係る悉皆調査が必要であると言われている。もちろんそれが理想であることは確かだが、市町村合併による文化財担当職員の人員削減や日常業務の一層の多忙化などから、悉皆調査や、ある悉皆調査から一定期間をおいた再確認調査を成しうる組織・体制はなかなか望めないのが現実である。当調査が既存資料の集約にほぼ終始したのは、その現状もふまえてのことである。

4) できるだけ多くの分野を同一のフォーマットに掲載

分野としては、美術工芸品、歴史的資料、公文書、貴重図書、民俗資料（有形のもの）、自然史系資料、史跡、名勝、天然記念物、文化財建造物、伝統的建造物群保存地区を対象とした²⁰。博物館所蔵の資料も対象とした。

これら有形のものについては、分野毎に表計算ソフト（エクセル）の別様式のフォーマットに掲載するのではなく、同一のフォーマット（同一のシート）に掲載した²¹。

通常指定文化財に関しては、国指定、県指定等の「指定種別」や、建造物、絵画、古文書、考古資料、有形の民俗文化財等の「種別／種類（分野）」によって分類されることが多いし、未指定文化財についても、分野を異にする文化遺産は、『和歌山県古文書目録』、『和歌山県の近代化遺産—和歌山県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書—』、『和歌山県 文化財（美術工芸品）緊急調査事業 調書』等、別個の報告書に掲載されている。あるいは『有田地方文化財目録』など、同一の目録の中でも種別／種類別のセクションに掲載されることが多く、複数の文化遺産の所在地、所在場所がたとえ同じであっても、なかなかそれを把握しにくいという状況があった。

指定文化財と未指定文化財のリストを統合したうえで、地区別、住所別、（可能なものは）建造物別のリストに並べ替えた。

¹⁹ なお、既存資料になくても専門家から見て重要なものは含めるという方針をとった。これは要項にも謳っている。研究者や文化財関係者などの解釈によって資料に別の角度から光が当てられ新たな価値が見いだされる場合もあるからである。

²⁰ 当事業はモデル事業なので、リストにはすべての分野を掲載している。しかし通常の事業においては、各自治体の必要性や資料の集まり具合に応じて、着手できるところから取り組めばよいと考える。

²¹ 民俗資料のうち、無形については同一の表計算ソフトの別のシートに掲載した。

地域や文化遺産の分野によって、目録（リスト）の項目内容、項目数、フォーマットは異なる。それに対して、当チームは p. 31 に掲載したような項目を選んでミニマムな共通フォーマットを作成し、異なる分野を同一のフォーマットに集約するという作業を行った。

項目内容と項目数の決定は、一般に「項目立て」と呼ばれ、利便性、汎用性、入力作業の簡素化等のバランスをとる重要な鍵である。p. 31 でも触れたように、今回のフォーマットはあくまで叩き台にすぎない。今後は各自治体の文化財担当者やさまざまな分野の専門家から意見を聴取して、多分野の関係者が利用しやすいものに改善していきたいと考えている。

5) GPS 位置情報

文化遺産の GPS 位置情報（緯度経度）を取得した。ウェブサイトにおける地図（航空写真）配信を利用できる場合は、デスクワークで取得可能である。近くに目立つ目標物のない、小さな石造物などの場合は、配信された地図や航空写真に写っていないため、現地調査で GPS 測定器等を使用した。



配信された航空写真における GPS 位置情報の表示（代表点の緯度経度）



インターネット上で配信される地図（航空写真）配信を使えない野外の小さな石造物などの場合は、現地補足調査で GPS 測定器等を使用

6) 「おおよそ」な情報

「どこに大体どのような文化遺産があり、どのような状態でおかれているか」というおおよそな、一括一群的な情報の収集を行った調査箇所もある。平時の保全、有事における迅速な文化財等の救出活動を行うための調査なので、学術研究のための1点1点の調査と異なるが、将来の地域文化遺産悉皆調査の予備調査としても位置づけることができる。そのため文化遺産保全リストには「おおよそ情報」を入力できる項目も設けた。(例：学校に保管されている江戸時代の版本類。寺社に保管されている古文書。博物館施設に展示されている資料など)

おおよそ情報を含むと、当然のことながら、精度の異なる情報が混在するリストとなる。つまり1点1点の詳細なデータが各項目に入力されたレコードと、「資料の入った箱は何箱あるか」、といった程度のおおよそ情報のレコードが混在するリストとなる。



7) 未記入欄も許容

文化遺産基礎情報のすべての項目を埋める必要はなく、歯抜け状態でも構わないというスタンスをとった。

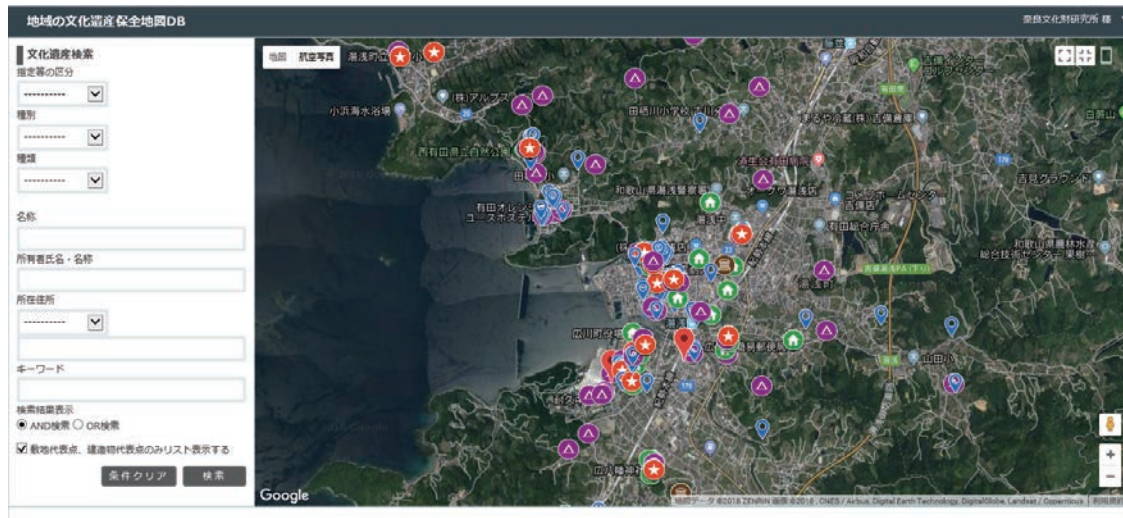
8) リスト化における実際の作業フロー

今回はモデル事業であり、調査の成果物（既存資料）に掲載されている文化遺産基礎情報は、国立文化財機構の調査チームがリスト化した。以下がその作業フローである。実際に或る自治体内で取り組む場合にどのような体制の選択肢がありうるかについては、今後の課題である (p. 44)。

- ①資料の所在場所の探索、所有する組織への依頼
- ②資料の受入・整理（入手、コピー、ファイリング、パソコン上でのデータ整理等）
- ③資料の読み込みと掲載すべき情報のリストアップ
- ④文化遺産のGPS位置情報の取得
- ⑤画像等不足しているデータの追加収集（既存資料の画像をスキャンしPDF加工等。場合によっては現地で撮影）
- ⑥画像データの整理
- ⑦表計算ソフトへの入力
- ⑧リストの全体的編集（重複したデータの比較や統合・削除）



2章 文化遺産保全地図システム



1節 地図システムを利用している文化遺産データベース

わが国で地図システムを利用している文化遺産データベースにはどのようなものがあるだろうか。全国的な規模のものを4つ(①②③④)、そして都道府県が指定文化財に関して有しているデータベースのうち特徴的なものを1つ(⑤)掲載する。

①国指定文化財等データベース²²

http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index_pc.html



②文化遺産オンライン

<http://bunka.nii.ac.jp>

参加資格は、登録博物館、博物館相当施設、公開承認施設に該当する館に加え、国の機関及び地方公共団体の機関、並びに独立行政法人及び公益法人。また掲載作品はそれらの館が所有する作品に限っており、寄託品は除外としている。そのほかに、国が指定等した文化財を文化庁から掲載している他、地方公共団体が指定等行った文化財についても一部が掲載されている。(文化遺産オンライン 情報登録ページに記載)



③歴史的建築総目録データベース²³

<https://glohb-aij.eng.hokudai.ac.jp>

④無形文化遺産アーカイブス

<http://mukeinnet.tobunken.go.jp/index.php?gid=10027>

⑤ e かなマップ 文化財防災マップ (神奈川県)

<http://www2.wagmap.jp/pref-kanagawa/Portal>

この5つのうち、データベースに関して非開示の階層がある旨をホームページに記載しているのは歴史的建築総目録データベースである。

未指定の文化財も掲載しているのは、文化遺産オンライン、歴史的建築総目録データベース、無形文化遺産アーカイブスである。このうち文化遺産オンラインが対象としている未指定文化財は上記のとおりである。

²² 国指定文化財等データベース及び文化遺産オンラインについては、高尾曜「文化財部における情報化の取り組み」(『月刊文化財』2011年9月号)

²³ 歴史的建築総目録データベースについては、本報告書 p.26 も参照のこと。

2 節 文化遺産保全地図システムの内容

1 地図システムの長所

p. 28—p. 29 で述べたとおり、エクセルなどの表計算ソフトによる文化遺産リストは、地図システムを使わなくても文化遺産の保全に十分役立つ。しかし、住居表示地区外にある社や石造物、史跡は数多いし、住居番地などが明らかになっていたとしても広大な敷地のなかに建造物が複数存在していてそのどこかに有形文化遺産が所在する場合、住居番地等の表記だけでは自ずと限界がある。現在、インターネット上や GPS 測定器などにより容易に取得できる位置情報（緯度経度）は、より精確に所在を記録し、共有することを可能にする。文化遺産リストの文字データや画像を地図（地理情報）と有機的に紐付けることによって、資料の所在は直感的にわかるようになり、さまざまな情報と重ねあわせることも可能となる²⁴。

とりわけ自然災害時などに、外部から来る土地勘のない救援リーダーは、自治体の承諾を得て地図上でさまざまな情報を総合的に把握することで、土地勘のなさを補い、救援活動に備えることができるだろう。文化遺産保全リストは、地図システムと併用すれば災害時に、より速やかに活用できるようになる。

2 土台となる地図システム 別のサーバに置かれた文化遺産基礎情報

当事業において、土台となる地図にはグーグルマップ API を利用した。地図配信元の地図・航空写真を利用するので、地図の情報の更新は当然地図配信元に委ねられる。文化遺産基礎情報は、グーグル社のサーバとは別のサーバに置き、その都度データを呼び出して地図情報と重ねるといったかたちをとった。呼び出した文化遺産基礎情報は、**非公開の階層**に置いた。

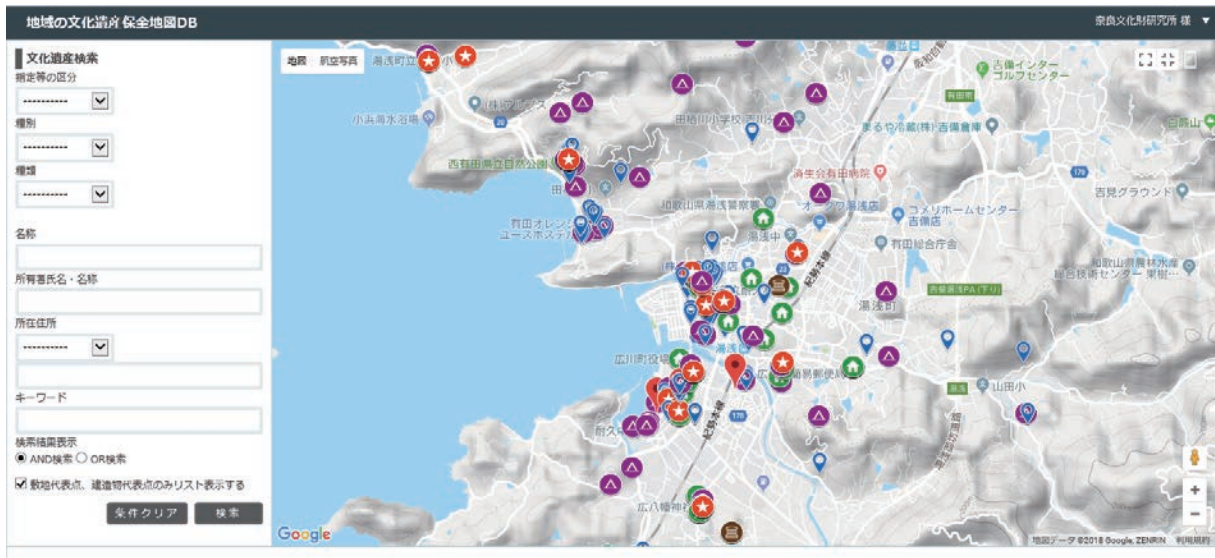
3 画面構成・画面遷移

文化遺産のレスキューには「この敷地、この建物には全体としておよそ何があるのか」俯瞰できる見取り図が求められるので、地図システムにもそのような機能が必要とされる。当地図システムでは、①検索画面、②検索結果(リスト表示、マーカー表示)の画面、③文化遺産カードの画面、④拡大地図の画面という4つの画面を立て、それらの間のスムーズな画面遷移を目指した²⁵。地形図と航空写真との切り替えも可能な設定にしている²⁶。

²⁴ 記念物や遺跡や史跡など本来、点（ポイント）ではなく、面（ポリゴン）で表現しなければならないものは、当事業では、若干の例外を除き、点で表現している。理由は、ポリゴンで表現するための作業量が大きく、入力作業者の負担になるからである。また天然記念物の動物など、移動するものも地図掲載の対象外とした。（湯浅町、広川町についていえば対象とすべき動物はない）

²⁵ 画面構成・画面遷移、マーカーの定義案はあくまで叩き台であり、今後の協議や検証を通じて修正を加える。

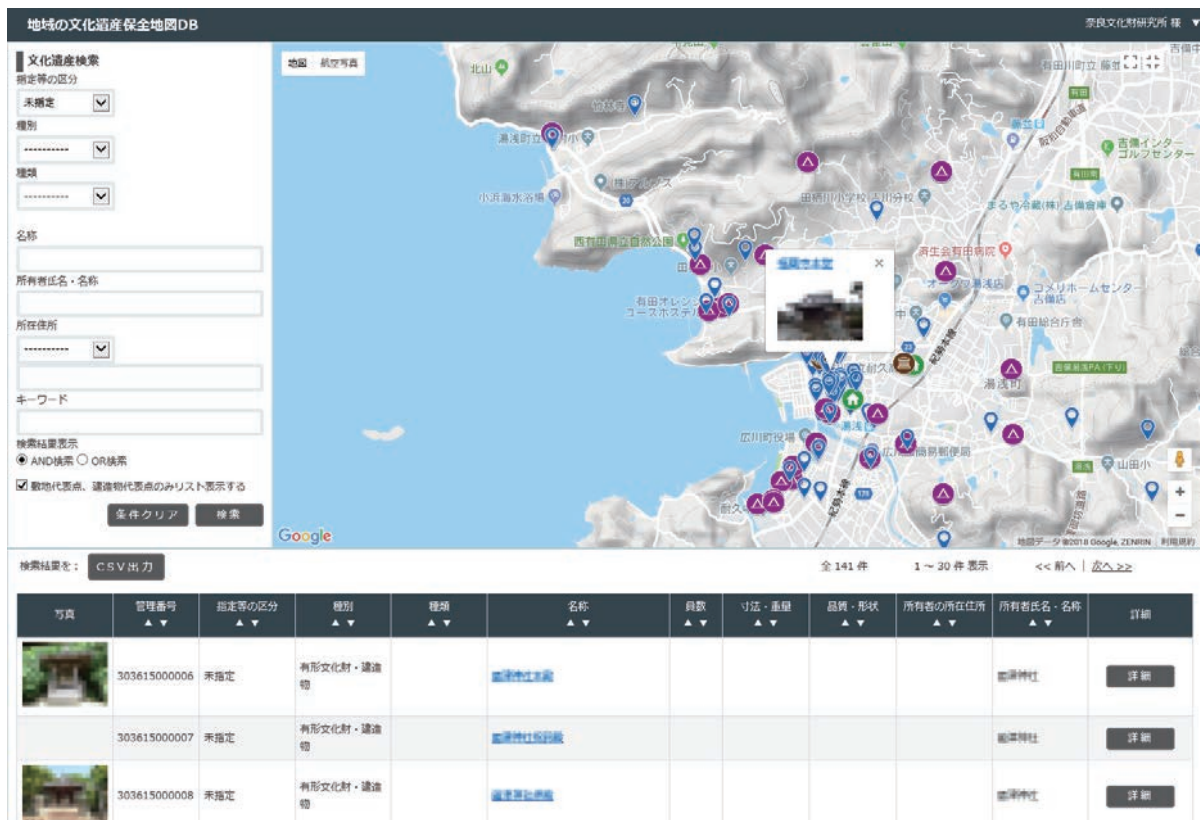
²⁶ 本報告書 p. 35—p. 40 に掲載されている地図には、湯浅町と広川町の文化遺産が同時に表示されている場合があるが、これは和歌山県文化財担当者がアクセスできる画面を想定している。「甲」基礎自治体の担当者が、「乙」基礎自治体のリストや地図システム画面を閲覧することは、アクセス権を付与されない限りできないという条件設定を想定している。



①検索画面

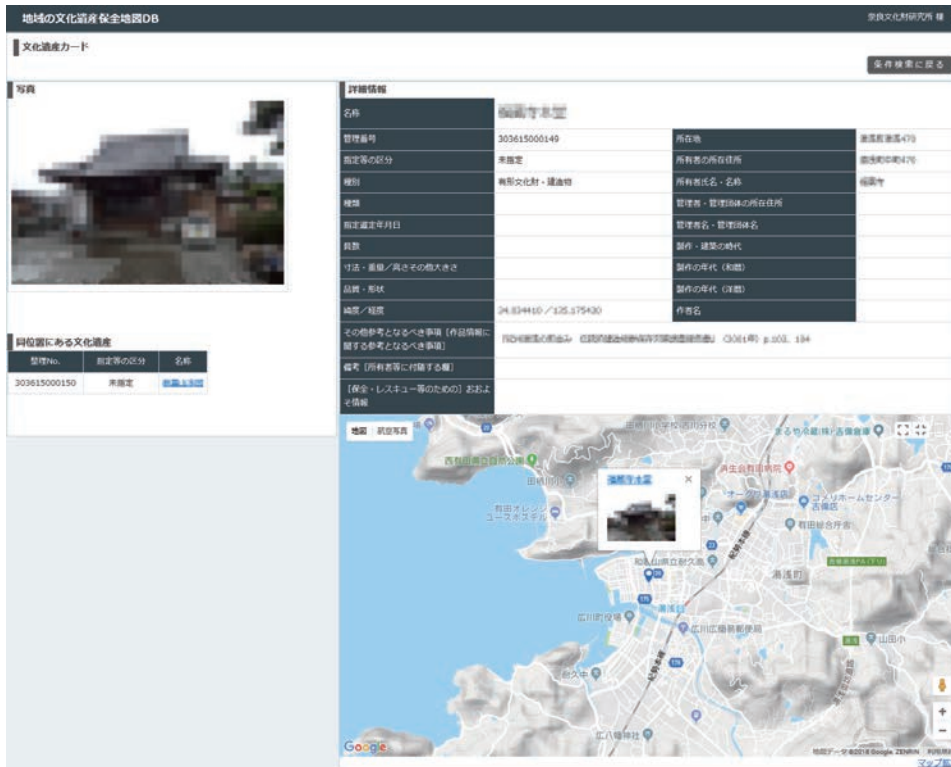
条件検索とマップ上の検索を併用できる。

どこにどのような建造物や野外の文化遺産などがあるか一覧できるよう、初期画面ではすべてのマーカーが立っている。



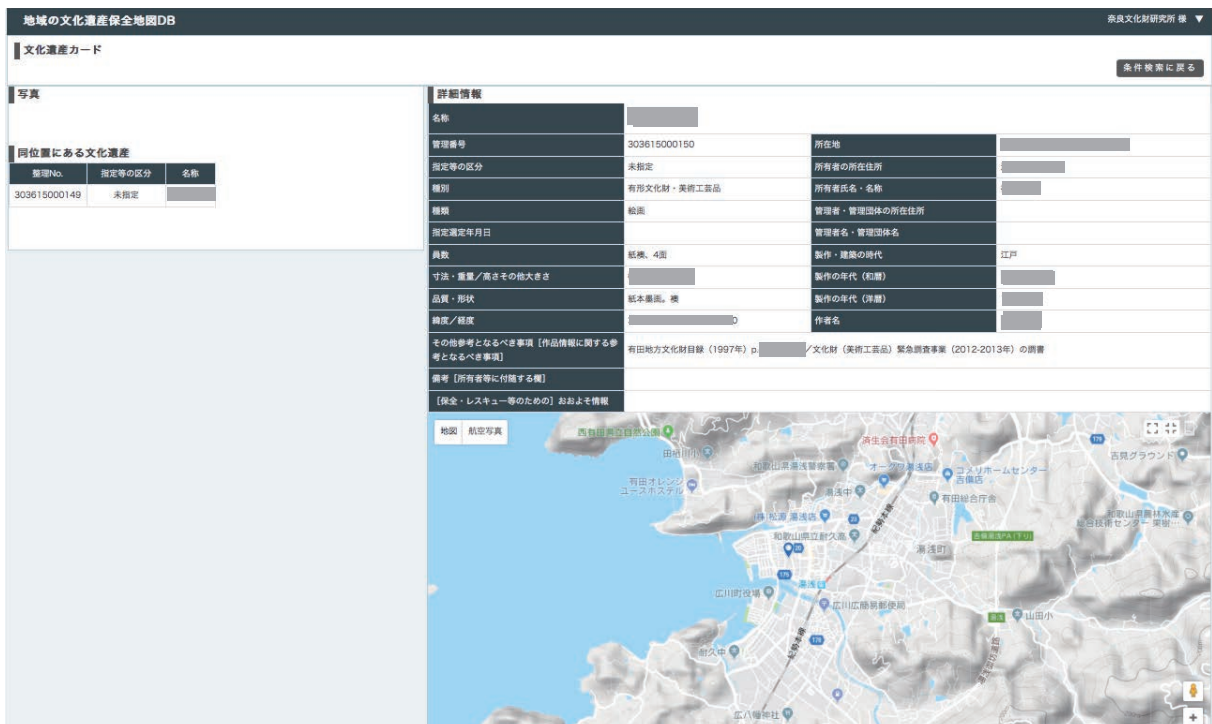
②検索結果(リスト表示、マップ上のプロット)の画面

検索をかけると、検索結果がリストとして表示される。同時に、検索結果に紐付けられた5種類のマーカー (p. 42) がマップ上にプロットされる。

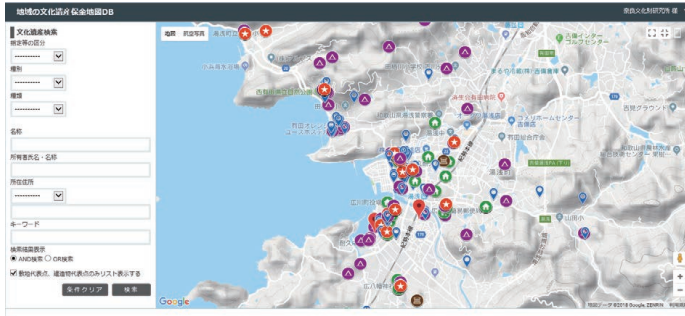


③文化遺産カード(建造物)の画面

検索結果をもとに、ひとつの建造物の文化遺産カードを表示させる。そこには、「同位置にある文化遺産」が表示される。それをクリックすると、建造物内に所在する美術工芸品などのカードが表示される。



③文化遺産カード(建造物内の美術工芸品)の画面

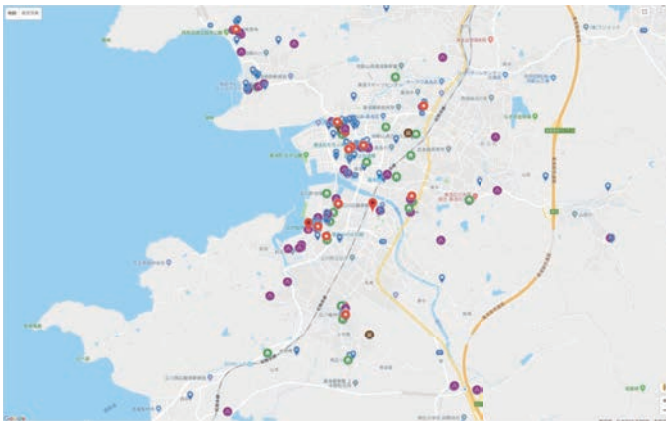


①検索画面

①②③いずれの画面にも地図は表示されており、そこから拡大表示に遷移可能である。また地形表示、地図表示、航空写真表示の切り替えも可能である。



地形表示(④拡大画面)



地図表示(④拡大画面)



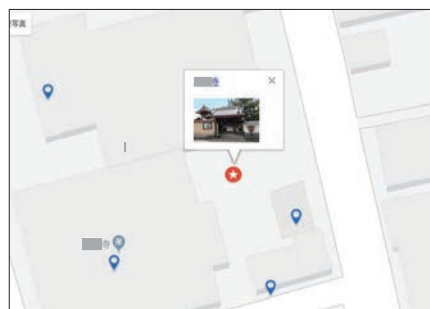
航空写真表示(④拡大画面)

4 マーカーと動産文化遺産などの紐付けに係る前提

たとえば文化遺産リストに、広い敷地を有した蓮空寺（仮称）の7つの建造物が掲載されているとする。楼門、本堂、鐘楼、薬師堂、地藏堂、書院、庫裏である。蓮空寺が所蔵する美術工芸品や古文書が、この7つの建造物内のどこかに固定的に所在し、所蔵者も「リストや地図システム上の非公開層において、限られた文化財関係者間で共有してもらってよい」と承諾してくれたら、地図システムへの掲載は容易である。楼門、本堂、鐘楼、薬師堂、地藏堂、書院、庫裏それぞれの建物代表点の緯度経度に、それぞれの動産文化財を振り分け、紐付ければそれで済むだろう。しかし、そのようなケースは現実にはあまりないと考えている。むしろ敷地内の具体的な所在を明示できない文化遺産が少なからず存在するという前提に立って、地図システムを設計する必要がある。具体的所在を明示できないのは下記のような場合である。

- A 動産の文化財が複数の建造物内のどこにあるか、石造物などが敷地内のどこにあるか、調査者ないし所蔵者がまだ調べられていない場合
- B 動産の文化財が敷地内の複数の建造物、地区内の複数の建造物でしばしば移動がおこなわれる場合（蔵・床の間・客間。庫裏・本堂など）
- C 動産の文化財が敷地内のどの建造物内にあるか、石造物などが敷地内のどこにあるか、について所蔵者が文化財関係者内の情報共有（リスト掲載、地図掲載）を承諾しない場合
- D 敷地内に調査者自身が知らない建造物がある場合

そこでA、B、C、Dいずれかの条件を満たす場合（部分一致）、すなわち敷地内の具体的な所在を明示できない動産文化財や石造物などを、敷地代表点（赤い円形のマーカー。右図）に紐付けることにした。通常、個々の建造物の代表点は、「建造物代表点」と呼ばれ、建物平面図の中心であるが、この敷地代表点もまた敷地の中心的な位置に置いた²⁷。



5 マーカーと文化遺産の紐付け

敷地代表点を含め、5つの概念に対し、地図上にマーカーを設置した。「敷地代表点」、「歴史的建造物」、「一般建造物」、「博物館施設」、「建造物以外、動産以外の文化遺産」である。この区分はあくまで2017年度段階のきわめて暫定的なものであり、今後、細分化を図る予定である。

美術工芸品、民俗文化財のうちの有形文化財など動産文化財は、建造物のなかに収蔵されていることがほとんどである。動産文化遺産の所在を、敷地代表点か建造物代表点のどちらかに紐付けるということを地図システムの基本的な考え方とした。敷地面積が相対的に狭く、敷地内の主な建造物がひとつであれば、その建造物代表点の緯度経度を敷地内の文化遺産のGPS位置情報とした。

²⁷ ただし建造物代表点と誤解されないような位置にずらしたケースも多い。

1) 敷地代表点マーカー

(既述)

2) 歴史的建造物マーカー

蓮空寺内における個々の歴史的建造物である楼門、本堂、鐘楼、薬師堂、地藏堂、書院、庫裏などについては、通常の地図と同じように**建造物の代表点(中心位置)**に建造物マーカーを置く。

以下の3つの条件が揃うケースは、この建造物代表点に動産文化遺産を紐付けることとした。

- A 動産文化遺産が複数の建造物内のどこにあるか明らかとなっている。
- B 動産文化遺産が敷地内の複数の建造物、地区内の複数の建造物でほとんど移動がない。
- C 所蔵者が限られた文化財関係者内の情報共有を承諾している。

3) 一般建造物マーカー

歴史的建造物とはいえない一般建造物については、文化遺産リストのなかに便宜的に行を挿入した。

歴史的建造物と同じ3つの条件が揃うケースは、建造物代表点に動産文化遺産を紐付けることとした。

4) 博物館マーカー

博物館施設(歴史的建造物、一般建造物)には、博物館のマークをつけた。角長醤油職人蔵、甚風呂、濱口梧陵記念館は、歴史的建造物と博物館施設の双方を兼ね備えているが、マークは博物館マークの方を優先した。

以下のケースについては、建造物代表点に動産文化遺産を紐付けることとした。

- A 博物館施設関係者が、限られた文化財関係者内の情報共有を禁止していない。

5) 建造物以外、動産以外の文化遺産マーカー

野外にある石造宝篋印塔、墓石群、石灯籠、手水鉢、石碑、石造彫刻、銅像、史跡、名勝、天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区を対象とする。なお、石造宝篋印塔や大五輪石塔などのなかには、「有形文化財・建造物」に分類されているものもあるが、これらについて歴史的建造物のマークは用いていない。

以下の2つのケースにおいて、**建造物以外、動産以外の文化遺産が所在するポイント(緯度経度)**にマーカーを紐付けることとした。

- A 石造物などが敷地内、地区内のどこにあるか、明らかになっている。
- B 所蔵者や地域の文化財担当者が、限られた文化財関係者内の情報共有を禁止していない。

3 章 文化遺産リストと地図システム—今後の課題

本章では、文化遺産基礎情報の事前の集約と共有に係る諸課題を述べる。

1 節 集約の主体と側面から支える組織

p. 5、p. 34 で述べたように、今回は既存資料に掲載されている文化遺産基礎情報を調査チームがリスト化した。そのフローを再掲する。

- ①資料の所在場所の探索、所有する組織への依頼
- ②資料の受入・整理（入手、コピー、ファイリング、パソコン上でのデータ整理等）
- ③資料の読み込みと掲載すべき情報のリストアップ
- ④文化遺産の GPS 位置情報の取得
- ⑤画像など不足しているデータの追加収集（既存資料の画像をスキャンし PDF 加工等。場合によっては現地撮影）
- ⑥画像データの整理
- ⑦表計算ソフトへの入力
- ⑧リストの全体的編集（重複したデータの比較や統合・削除）

組織を立ち上げ、事業全体の立案をし、分担を決めて上記の作業を行う主体については、地域によって事情は実にさまざまなので、その実情に応じて柔軟に体制を組めばよいのではなかろうか。その際、集約の作業を牽引していく主体があり、それを他の組織・個人が側面から支えるというスキームが必要であるということは確かであろう。

牽引する主体としては、第一に自治体の文化財所管課が挙げられる。その他に（大学や博物館、行政機関の専門家などが連携した）資料ネット、博物館、文書館、大学、その他の学術機関などが挙げられるだろう。これらの組織は、もし主体にならないとしても、側面から支える存在となりうる。

側面から支える個人・組織は他にもある。郷土史研究者（研究会、サークル）、歴史的建造物研究者、文化財保護審議委員などである。

平川新氏が実見調査を念頭においている以下の助言は、湯浅町・広川町調査のような、実見調査をほとんど伴わない既存資料の集約にもあてはまる。

「もうひとつ大事だと思われるのは、地元の歴史団体との共同調査という形態をとることである。災害直後は効率を重視したマニュアル型調査を資料ネットが主体となって展開したため、地元の方は協力者にとどまることになった。だがこのたび、災害前の平時調査を進めるにあたっては、郷土史研究会や古文書を読む会などの地元の歴史団体に調査への共同参加を依頼することにした。彼らこそ地域の史料状況を熟知して豊富な歴史情報を有する存在であり、身近な歴史資料に常日頃から目配りできる立場にあるからだ。地域の歴史遺産を後世に守り伝えるための主体として、もっともふさわしい存在であり、資料保全や調査の方法を共有することによって、活動の幅を広げていくことができる重要なパートナーなのである²⁸。」

ところで、②、④、⑤、⑥、⑦といった作業は、スキルをもった補助スタッフであれば担える部分である。逆に言えば補助スタッフなしで事業を進められる、余力のある組織などほとんどないと思われる。その補助スタッフも入れ替わり立ち替わりではなく、専従か専従に近いことが望ましいだろう。「①資料の所在場所の探索、提供者への依頼」と「③資料の読み

²⁸ 平川新「災害「後」の資料保全から災害「前」の防災対策へ」（『歴史評論』666号、2005年10月号）

込みと掲載すべき情報のリストアップ」、「⑧リストの全体的編集（重複したデータの比較や統合・削除）」については経験や知識が必要なので、しかるべき人が担当する必要がある。

いずれにせよ**推進主体**についてさらに具体的な調査研究を進める必要がある（課題 1）。

側面から支える組織（課題 2）及び**補助スタッフ（課題 3）**についても同様である。

所在調査に係る悉皆調査が必要であると言われている。もちろんそれが理想であることは間違いないが、市町村合併による文化財担当職員の人員削減や日常業務の多忙などから、悉皆調査や、ある悉皆調査から一定期間をおいた再確認調査を成しうる組織・体制はなかなか望めないのが現実である。

2 節 既存資料の共有に伴う課題

民間所在資料保存状況調査事業（2004 年度、2005 年度）報告書と和歌山県文化財（美術工芸品）緊急調査事業（2012 年度末から 2013 年度）の調査票は、所蔵者名などの個人情報や資料の具体的な所在場所などの秘匿すべき情報を含む非公開のものであることは既述した。

当調査事業としては、このような情報も国立文化財機構に提供してもらう必要があったため、依頼文（公文書）を発出した。

依頼文に添付した要項には、対象とする情報、情報の使用目的、関係者の定義、情報の管理、提供された情報を国立文化財機構が保管する期間、情報の返却ないし廃棄について記載した。個人情報等秘匿すべき情報を閲覧できる関係者は、「情報提供元の町教委、県教育委員会文化遺産課、国立文化財機構調査チーム、国立文化財機構幹部、文化庁。以上の組織内における限られた関係者。その他、必要に応じて情報提供元の町の承諾を得た者」とし、「情報は、上記関係者間での最小限の共有とし、取扱注意の喚起」を行うという条件も付した²⁹。

両町教委は、記入された報告書と調査書の写しを国立文化財機構に提供した。

民間所在資料保存状況調査事業と和歌山県文化財（美術工芸品）緊急調査事業は、文化財保全のために限られた関係者の間で情報を共有することを前提としていたため、国立文化財機構の限られた者も、その関係者に含めうるという解釈をしたのかもしれない。この場合、国立文化財機構は「第三者」という位置づけではない。

あるいは、個人情報保護法第二十三条には、本人の同意がなくても例外事項に該当する場合は、本人の個人情報を提供できると規定しているが、両町はこのうちの二ないし四を根拠にして提供したのかもしれない³⁰。この場合は、2 つの調査事業に対して国立文化財機構は「第三者」という位置づけとなる。

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

²⁹ p.51 を参照のこと。

³⁰ 両町から国立文化財機構側に提供できないと判断された個人情報（所有者の情報）も存在した。

所蔵者の個人情報や文化遺産の秘匿すべき所在情報等（以下「所在情報等」と略す）を、最初の実見調査者や当該自治体職員以外の協力者と「共有」する場合は、平時であれ、災害時であれ、そしてデスクワークで複数の既存資料を集約する作業協力だけであっても、共有できる根拠を見だし、整理する必要がある。**所在情報等を共有できる根拠の明確化**が今後の課題のひとつである³¹。（課題 4）

ここでいう当該自治体職員以外の協力者・協力組織（以下「協力者・協力組織」と略す）とは、資料ネット、博物館、文書館、大学、その他の学術機関、郷土史研究家（研究会、サークル）、歴史的建造物研究家、文化財保護審議委員、国立文化財機構などを想定している。

所在情報等を共有するとはいっても、協力者・協力組織の構成員すべてに一律に、所在情報等の全体を閲覧できる権限を与えるという事はあり得ない。きわめて限られた人数のリーダー、担当者が対象となるであろう。協力者・協力組織のどういう範囲で、そして所在情報等のどの深さで共有するかについてはレベルの設定があつてしかるべきである。その点を踏まえ、平時の、過不足のない閲覧権限を設定する必要がある。それに加えて、自然災害時など非常時の文化財レスキューへの協力者・協力組織の閲覧権限もあらかじめ設定しておかなければならない。こちら、情報の漏洩を防ぐためにきわめて限られた人数のリーダー、担当者が対象となるはずである。（リストの**閲覧権限（平時と非常時）を設定する必要** 課題 5）³²。

3節 地図システムに搭載された所在情報等の共有に伴う課題

当事業は 2017(平成 29)年度内に地図システムの基幹部分のプログラムを、2018(平成 30)年度には湯浅町、広川町文化遺産の秘匿すべき情報を別の情報に置き換えたデモ版保全地図を開発する予定である。文化財関係者がしばしば注意喚起しているように、文化遺産リストの文字データを画像や地図と有機的に紐付ける地図システムは、文化遺産の盗取や意図的毀損を行おうとする者にとっては格好のツールとなる。課題 5 は、紙媒体のリストやエクセルのリストなどを想定しているが、**地図システムに搭載された所在情報等**についても、同様に**閲覧権限を設定し、認証システムを設計する必要がある**（課題 6）。

インターネット経由でアクセスできる文化遺産データベースは数多くあるが、そのなかには、閲覧希望者の個人情報を入力して閲覧を申請し、或る委員会により承認された者だけが ID とパスワードを交付され、それによりログインして非公開の階層を閲覧できるというシステムを採用しているものがある。当チームも、このようなシステムを採用する予定である。

ところで地図システムに搭載された所在情報等については、閲覧権限、承認システムの設計以前に解決しておかなければならない課題がある。**オンライン結合による提供の制限**である（課題 7）。多くの自治体の条例に記載されているが、たとえば和歌山県個人情報保護条例第 1 節第 14 条には、「オンライン結合による提供の制限」として以下のように記されている。当事業のオンラインの文化遺産保全地図は今後、ID、パスワードの発行などのセキュリティ対策をとるとはいえ、「市町村が保有する個人情報を実施機関以外のものが入手することができる状態」であるため、第 2 項のいずれかに該当することを示す必要がある。

³¹ 「自治体史（誌）の編纂資料は、自治体史（誌）編纂のためにしか用いない、それ以外の目的ならば再度それぞれの資料の所有者から承諾をとらねばならない」という原則をとっている基礎自治体が多いのではなかろうか。他方、最近の自治体史のなかには、編纂事業終了後も見据えて調査当初、ないし編纂直後に公開の承諾を求めているところもあると聞く。

³² 閲覧権限の設定は、災害発生時に各組織団体がどのような動きをするか想定したガイドラインの策定後の検討課題としたい。

(オンライン結合による提供の制限)

第14条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが入手することができる状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。)により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、実施機関は、オンライン結合により保有個人情報を提供することができる。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。
- (3) 和歌山県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるとき。

和歌山県個人情報保護条例第1節第14条

4節 サーバの確保・管理・メンテナンス、プログラムのカスタマイズ・改良

当事業が開発した地図システムのプログラムを自治体にかりに無償配布したとしても、都道府県や基礎自治体が予算を割いてサーバを確保し、基幹的プログラムをカスタマイズし、保守・管理し、地図システムのプログラムの改良を続けるという事例はほとんど出てこないと予想される。未指定文化財所在調査の重要性は理解しつつも、それに予算や人員を割けないという自治体が圧倒的に多いのではなかろうか。

このシステムが今後さらに改良を重ね、それを利用しようとする都道府県、基礎自治体が出てくるためには支援が必要である。すなわち**サーバの確保・管理・メンテナンスに関する支援(課題8)**、**プログラムのカスタマイズ・改良に係る支援(課題9)**である。

課題4から課題9はセキュリティに関わる課題でもあるが、これも含め細部にわたる総合的な**セキュリティ対策**を取る必要がある(課題10)。

資料

平成 28 年 9 月 1 日策定
平成 29 年 9 月 19 日改定

1 事業概要

国立文化財機構（東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センター）では、平成 26 年 7 月より「文化財防災ネットワーク推進事業」に取り組んでいます。

本事業は、東日本大震災等における文化財救出活動実施の経験から、当機構が中核となり、文化庁・文化財関係の各団体・地方自治体と連携しつつ自然災害等の非常時に備えた文化財の防災に関するネットワークを構築するとともに、そのために必要な人材の育成、情報の収集・分析・発信を行い、それらを踏まえ有事における迅速な文化財の救出活動を行うための体制を構築することを目的としています。

特に、地域の文化遺産を自然災害等による消滅から守るためには、事前の文化遺産基礎情報の集約と共有が必要です。もちろん、各地方自治体においてはすでに早くから文化遺産基礎情報の収集・管理が行われていますが、前回の悉皆調査から数十年を経て更新がなされていない場合や、災害時に速やかに活用できない状態のものも多いと認識しております。各種のリストは有機的に結びつけられてはじめて防災や減災そしてレスキューに有効につながってまいります。

このため当機構といたしましては、上記事業の一環として、和歌山県有田郡湯浅町、広川町、和歌山県のご協力をいただき、町に関する文化遺産リスト及び文化遺産保全地図 試作版（以下「試作版保全地図」）を作成したいと考えております。試作版保全地図を基に、地域の文化遺産保全地図 デモ版（以下「デモ版保全地図」）を作成のうえ希望する自治体に提供いたします。さまざまな情報が重ねられるこの地図を運用・活用することによって防災・減災・レスキューの具体的な対策、そして文化財関係者の連携のあり方を、関係者のみなさまとともに国立文化財機構が考え、課題の検証を継続することができればと考えております。

2 調査が対象とする文化遺産

未指定も含む美術工芸品、歴史的資料、公文書、貴重図書、民俗資料、自然史系資料、史跡、名勝、天然記念物、文化財建造物、伝統的建造物群保存地区

3 調査が対象とする文化遺産の情報

有事における迅速な文化遺産等の救出活動を行うための調査ですので、歴史研究等のための詳細な調査と異なり、おおよそ情報（どこに大体どのような文化遺産があり、どんな状態でおかれているか）の収集とリスト作成・掲載を優先します。その際、既存の資料（町内の文化遺産に係る目録、図録、文献、調査報告書、パンフレット、詳細リスト等）をお持ちの場合はそのまま利用させていただき、現地調査の重複を避け、調査先のご負担とならないようにします。所有者の許可が得られれば収蔵場所の現状も写真で記録させていただきます。

なお、当機構が、湯浅町教育委員会または広川町教育委員会（以下まとめて云う場合は「町教委」）の保有する文化遺産基礎情報（以下「情報」）を、当該委員会から提供いただく場合は、下記の条件のもとに取扱います。

1) 提供の対象とする情報

以下の 4 項目のうち、町教委から提供可能であるものに限りします。

(1) 種別、名称、員数、寸法、製作年代、画像

- (2)所蔵者（あるいは管理者、管理団体）の氏名、住所
- (3)所在情報
- (4)その他参考となるべき事項等
- 2) 情報の使用目的
文化遺産リスト及び試作版保全地図（いずれも非公開）に使用し、関係者によるクローズドな研究協議に用いるため。
- 3) 関係者の定義
上記2でいう関係者は、「情報提供元の町教委、県教育委員会文化遺産課、国立文化財機構調査チーム、国立文化財機構幹部、文化庁。以上の組織内における限られた関係者。その他、必要に応じて情報提供元の町の承諾を得た者」とします。
- 4) 情報の管理
 - (1)所蔵者及び文化遺産の所在場所に関する情報等については、当機構個人情報等管理規程及び関係法令等に基づいて厳重に管理し、本調査研究の目的以外で使用することはございません。
 - (2)情報は、上記関係者間での最小限の共有とし、取扱注意の喚起をいたします。
- 5) 提供された情報を当機構が保管する期間
提供を受けた日から平成31年3月31日まで
- 6) 情報の返却ないし廃棄
提供を受けた情報は、平成31年3月31日までに返却ないし廃棄いたします。

4 調査チームの体制

国立文化財機構各機関から選出されるメンバー10名程度で組織します。

代 表：東京国立博物館学芸研究部保存修復課環境保存室長 和田浩

副代表：奈良文化財研究所埋蔵文化財センター長 高妻洋成

5 試作版保全地図について

試作版保全地図にはグーグルマップの機能を利用します。盗難等を誘発しないようすべてのデータは非公開の階層に置き、上記3-3で定義した関係者間の最小限の共有とします。

6 試作版保全地図の作成手順について

湯浅町教育委員会、広川町教育委員会等から提供いただく情報をもとに調査チームが整理・集約し、漸次リスト化を行っていきます。

- (1)町誌をはじめとした既存の資料（上述）を軸とする。
- (2)採録の優先順位は、町教委や地元の郷土史研究家の助言も得て判断する。外部の専門家のアドバイスも受ける。
- (3)町の文化財ご担当者や現地の所有者の協力を得て現地補足調査を実施する。
- (4)試作版保全地図は完成後、町にお渡しするとともに、町のご理解をいただいた上で国立文化財機構内での研究と地図の改善にも用いる。

7 デモ版保全地図の作成手順と完成後の運用の主体について

試作版保全地図をもとに、文化遺産秘匿情報をダミー情報に置き換えたデモ版保全地図を作成し、希望する自治体に提供します。そのデータ入力及び運用の主体は都道府県（市町村）及びそれと連携して活動する文化財関係組織を想定していますが、国立文化財機構は検証を続けます。

以上

—文化遺産防災総合シミュレーション調査—
地域の文化遺産保全リスト・地図作成事業 報告書(平成 28・29 年度)

発 行： 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所
埋蔵文化財センター 保存修復科学研究室

発行日： 平成 30(2018)年 3 月 31 日

連絡先： 文化財防災ネットワーク推進事業担当
〒630-8577 奈良市佐紀町 247-1
Tel: 0742-30-6847 Fax: 0742-30-6846
Email: bosai@nabunken.go.jp

印 刷： 岡村印刷工業株式会社
〒558-0004 大阪市住吉区长居東 3-4-17

©独立行政法人国立文化財機構
不許複製／無断転載を禁ずる



平成29年度美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業